

厚岸町議会 第3回定例会

平成19年9月20日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、大野議員、12番、岩谷議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、12番、岩谷議員の一般質問を行います。
12番、岩谷議員。
- 岩谷議員 おはようございました。
第3回定例会に、さきに通告したことに一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いたします。
1つとして、厚岸町高齢者バス券助成制度の改善について伺いたいと思います。
(1)として、まず、制度の目的についてお伺いいたしたいと思います。
アとして、対象者数の状況についてどうなっているか教えていただきたいと思います。それと、イとして、利用率の状況について、ウとして、助成の内容について伺いたいと思います。それから、エとして、管内の制度の状況について、これを伺いたいと思います。
2番目として、現在高齢者のバス券が発行されているが、バス券だけでは利用しにくいので、次の3点から選ぶ方法が考えられないかお尋ねしたいと思います。アとしてバス券、イとしてタクシー券、ウとしてガソリン券です。
これで第1回目の質問を終わりたいと思います。
- 議長（南谷議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。
12番、岩谷議員のご質問にお答えをいたします。
厚岸町高齢者バス券助成制度の改善についてのお尋ねですが、この制度は、高齢者が外出することによって積極的に社会参加の機会を確保していただき、健康と福祉の増進を図ろうとの目的から、町内の70歳以上の高齢者を対象に、平成7年度から定額のバス

乗車券を交付し、現在に至っております。

対象者数の状況につきましては、平成16年度1,949人、平成17年度2,012人、平成18年度2,075人と年々増加しております。交付率は平成16年71%、平成17年度66%、平成18年度68%であります。

次に、利用率の状況については、交付券面額の合計額と使用された半券面額の合計額との比較で、平成16年度65%、平成17年度80%、平成18年度65%となっております。

この制度の助成の内容についてであります。高齢者バス乗車券助成実施要綱により、平成19年度は年額4,000円分の高齢者バス回数券を、町内の路線バスを利用できる方に希望によって交付することにより、年度内に限定してご利用いただいております。

次に、管内の制度の状況についてであります。浜中町では、70歳以上の高齢者を対象に平成16年度まで5,000円を平成17年度から2,500円まで半減して継続しておりますし、釧路町においては、75歳以上の高齢者を対象にバス券、タクシー券、ガソリン券のいずれか8,000円分を選択できることとして実施しております。弟子屈町では、70歳以上のみの世帯のうち75歳以上の高齢者を対象に、バス券、タクシー券、ガソリン券のいずれか3,000円分を選択できることとして実施しております。白糠町では平成17年度からこの制度を廃止しておりますし、標茶町、鶴居村においては、この制度を導入していません。

次に、2点目の、現在高齢者のバス券が発行されているが、バス券だけでは利用しにくいと、バス券、タクシー券、ガソリン券の3点から選ぶ方法が考えられないのかとのご提案でございますが、バス乗車券以外の選択肢の導入により制度の拡充を図ることについては、確かに釧路管内の実態を見たとき、釧路町及び弟子屈町においてそのような事業を実施されていると承知をいたしておりますが、各町においても限られた予算であることから、対象年齢の引き上げや対象金額の引き下げによって事業実施されている実態にあると聞き及んでいるところであります。

厚岸町の将来を考えれば、高齢化の一層の進展や単身高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯の増加は明らかでありますし、また、バス路線のない地域からはさまざまなご意見をいただいている実態もございます。さらには、厚岸町老人クラブ連合会役員会の皆さんからは、金額を下げてでも今の制度を維持してほしいとの要請もございます。

さまざまなご意見をいただいている制度でもありますし、ご承知のように町財政のみによる運営制度でもあります。サービスの維持に必要な今後の財源対策、利用者のニーズ、関連業界の受け皿なども含め、もう少し具体的な情報収集を行いまして、導入の可否についての検討をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。

●岩谷議員 厚岸町の高齢者バス券については、平成7年度から制度化されて、厚岸町は早くから制度化されて、大変高齢者の方も喜んでおるのが実際でございます。これについては、担当、そして役場の方の努力に敬意を表したいと思っております。

それで、制度の目的については、今いろいろとあったわけでございますが、一応、当初は高齢者の健康増進とやら、それから横のつながり、そういう形の中で、よりよく高

齢者が外へ出て、いろいろ活躍をしてほしいというような目的で当初は始まったと伺っております。

それで、対象者の数については、現在どのぐらいが対象になって、そしてどのぐらいの金額が現在出ているのか。この数は、当初の平成7年度から大分変動があると思うんですけれども、現在制度化された中で、原資については、私が伺ったところでは、たしかふるさと基金の造設ですか。その基金の一部によつての運営であつたというお話が聞いてあつたわけですが、その基金の積み立ての現状がどうなつているのか。まだ原資が残つているのか。そして、今制度化された中で、実際基金で使われているのか、それとも一般会計の方から繰り入れしてもらつたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

それから、利用率の状況については、たしかバス券の利用ということで、70歳以上ですか。そして、僻地の方たちについて、あるいはバス券の要らない方たちが実際にいると思うんですが、その内容について、どのぐらい実際に利用されているのかを伺いたいと思います。

それから、助成の内容については、今金額的なことについてはわかりました。

それから、管内の制度の状況については、るるいろいろ説明の中でわかつたわけですが、鉦路町をベースにしながら物を考えたときに、実際、高齢者の方が厚岸町でバス助成券だけでは使いにくいと。というのは、やはり、僻地の70歳以上の方は、それこそ車を持っています。車を持っている方には、このバス券は当然要らないですね。ですけれども、やはり、この制度が、いろいろ高齢者の医療費の問題とやら、今のガソリンの高騰なんかを考えたときに、やはり、どうしてもお金がかかると。そういうことで、できれば合法的な見地の中から活用していったらどうだという、そういう声がありまして、実際に、この問題については、要するに、車の方には配布にならないということは不公平だ。やはり、この制度は平等であつて、皆さんが利用できるような、そういう方法でしてほしいというのが考え方なんです。

そんな中で、鉦路町としては、先ほど町長の方から答弁があつたように制度が変わりまして、バス券、それからタクシー券、ガソリン券と、その3つの中から1つを選んで、それを利用している状況にあります。確かに、町長の言うように、財政的には厚岸町はかなりきついものがございます。ですけれども、やはり、多くの高齢者に利用して、活用してもらつたということになれば、この答弁書の中にもあるように、例えば、半額でいいから継続してほしいというのが高齢者の考え方でもあるみたいなんです。そんな中で、厚岸町としても、ぜひこの制度の改善を考えながら、高齢者のためにもう少し利用のしやすい方法を考えていただきたいと思います。それらについて再度お尋ねしたいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをさせていただきたいと存じます。

対象年齢、金額、これにつきましては、平成7年から平成17年度までにつきましては、70歳以上、年間5,000円ということで実施をいたしてきておりました。その後、町財政の厳しさの増す中、平成18年度につきましては、年齢はそのままですが、助成金額につま

しては4,500円、平成19年度におきましては、その金額を4,000円という形にいたしまして、現在実施をしてまいっているところでございます。また、老人福祉基金の関係でのご質問でございますけれども、これにつきましては、平成2年3月に施行いたしました老人福祉基金条例、これがございます。

基金の額につきましては3,000万円ということになっておりまして、これの運用によりまして長寿祝い金の贈呈事業だとか、高齢者バス乗車券助成事業、これを実施をしてきてまいってございます。現在の残高なんですけど、底を突きかけておりまして、60万円という状況でございます。一般会計から補填をしていただくと、積み戻ししていただくというような状況につきましては、会計の厳しさから現在でき得ないような状況でございます。

続きまして、僻地の方々の状況ということでございますけれども、平成18年度で見ますと、平均しまして68%の交付状況という状況なんですけど、太田地区につきましては42%、片無去は16%、糸魚沢地区は52%、それから若松、トライベツ地区につきましては0%という状況でございます。なお、この地域の利用状況でございますけれども、地区ごとに統計をとってございませんので、ご勘弁をいただきたいというふうに存じます。総体的に見ますと、該当者の68%が受け取られて、そのうち該当者の44%が全体の中で利用されている、そういう実態かと存じておるところでございます。

大変失礼をいたしました。老人福祉基金の残高の部分でございますが、脱落して読んでしましまして申しわけございません。60万円と申し上げましたが、500万円戻しております。そして、運用益部分が若干ございます。そういう関係で、トータルといたしまして565万円の残高になっております。

続きまして、鉏路町の実態と引き比べて、厚岸町内の部分については不公平感があるというご指摘でございます。一部地域の方々からも、町長が先ほど話しましたとおり、いろいろご意見をいただいている実態でございます。そういう中で、トータルで考えますと、これまでの中では何とかこの制度を維持していくというスタンスでもってこれまで続けてきた、そういう状況がございまして、細分化、選択制、そういう制度については採用してこなかった、そういうところでございます。

3つから1つを選ぶということになりますと、さきに実施をされております鉏路町、それから弟子屈町にお聞きをいたしますと、対象者の96%から100%近くの方々が何らかの選択をしてすべて使い切ってしまう、そういう状況になるというようなことがございまして、そうなりますと、例えば、現在の4,000円ということで試算をしてみますと、70歳以上で計算しますと868万円の予算が必要になってまいりますし、また、鉏路町のように75歳以上というようなことで試算をしてみますと、560万円程度の予算が必要になる。そういうことで、現在450万円ということで平成19年度予算議決をいただいておりますが、相当上回る状況が予想されます。

そういう状況で、制度を転換するということは大変難しいものがあるのか、この財政状況を考えますと、かなりの厳しさがある。では、どのようにすればいいのか、そこら辺につきましては、今後の予算編成までに向けまして、具体的な各方面のご意見をお聞きをいたしながら詰めてみたい。しかしながら、将来に高齢者増加をしてまいります。そういうことで、後年度負担の増加分もある程度覚悟をしなければならない。そういう

ような制度でもございますし、もろもろ考えさせていただきまして、判断をさせていただかなければならない、そういう事例かなというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。

●岩谷議員 財源的には、今、るる説明があったわけですがけれども、釧路町の場合は、当然財源的には相当厚岸町とは違いがあると思うんですけれども、75歳以上であって利用するには、金額が8,000円とかなり高額になりますね。これら、現在の釧路町、そしてあと標茶町と鶴居村ですか、これらについてはこの制度は取り入れていないというような見方も出ておりました。各市町村が、やはり行革についていろいろ財源が苦しい中で、当然こういう問題が厚岸町でも起こってくるのかな、そういう予測もするんですけれども、できれば年齢引き上げか、あるいは金額を縮小しながらでもこれを継続してほしいというのが。

実際、糸魚沢のある方なんですけれども、今まではおじいちゃんが運転して、例えば病院に通ってやったんだと。けれども、そのおじいちゃんがもう寝たきりでもって運転できなくて、要するに、バス券を利用しながら厚岸町の病院に通ってきたんだけど、どうしても帰りの列車の時間が合わない。それで何とかしてほしいという話が私に持ちかけられました。それで、私も大変困りまして、やはり、JRを動かすとなったら、厚岸町やら、そういう問題が国絡みになるだろうし、これは大変な問題だと思ったんです。けれども、1人の老人が、今まで運転していたのが、もう寝たきりでもって全然動けない。それで、おばあちゃんがバス券を利用しながら厚岸町の病院まで来るんだけど、時間がどうしても合わないということで、快速線ですか、これがどうしても糸魚沢は停車しないんです。浜中の方は一応停車するんですけれども、その停車の時間を何とかしてほしいという切実な願いの中で、私に訴えなんです。

それで、私も勇気を持ちまして、JRの職員にこのお話をしました。これは恐らく不可能というものは考えたんですけれども、思い切って職員にこのお話をしました。これは、厚岸町の問題でなく、1人の人間としてお話しました。そうしたら、職員が勇気を持って、これは国の方へ訴えます、ぜひその時間帯については検討するというので、その返事が私のところに来るようになっていたんですけれども、いまだにないんですけれども、これについては後ほどJRの方へどうなったかお尋ねしながら、恐らくこれは不可能だと思います。ですけれども、こういう時間帯とやらがあるだけに、今の、例えばバス券をハイヤー券に変えた場合に、その利用もできるのかな、そういうお話もされました。

それから、太田、片無去の僻地の利用度については、かなり低いというのは、皆さんそれぞれに70歳以上であっても元気で運転ができるということなんだけれども、ただ、ここへ来てガソリンの高騰で本当にたまらないと。そうすると、やはり、医療費の引き上げとやら、いろいろな税源移譲に対する税金も変わってきます。それで、いろいろとお金がかかるんだと。そうしたら、この制度をもらっている人がいるんだけど、もらわない人はばかきさいという、そういう話があったんです。そんな中で、やはり、この制度を利用する中で、それぞれのじいさん、ばあさんは、孫さんも持っています。そ

れらに対するお小遣い、あるいはあちこちへ連れて行く、そういう形の中であれば、バス券はどうしても利用しにくいという訴えが私に二、三あったわけなんです。

このお話を聞いたときには、確かに無理さもあるのかな、やはり、厚岸町も財源的な問題もあるだろうし、それでも、私の方で一応お話してみよう、こういうことで今回一般質問に至ったわけです。ぜひ、やはり、これを合法的な活用に向けていくのであれば、もらう人ともらわない人の差をなくして、3つなら3つの中から選択するような方法であれば、それぞれにバス券、あるいはタクシー券、ガソリン券の中の1つを選べるのであれば、こういう問題が解決していくのではなかろうかということでお話しているわけです。これらのことにつきましては、確かに財源的にはきつい、そして、だんだん高齢者化する中で難しい問題もあると思いますが、ぜひ、いろいろと検討しながら、年齢の引き上げ、あるいは金額の縮小等についても検討していただきながらこれを続けてほしい。そこら辺について、町長の方でひとつ答弁お願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今日の厚岸町も、申すまでもなく、少子・高齢化時代を迎えております。この少子・高齢化対策、厚岸町の行政においても、最も重要な課題として認識をいたしております。本年度の予算におきましても、少子化対策につきましては、満足するものではなかったかもしれませんが、厳しい財政の中でいろいろとその施策を講じたわけでありまして。ただいま提言されております高齢者バス助成事業につきましても、厳しい財政の中、さらにはまた、平成11年には改正をして、釧路まで行けるといような方途もとりながら維持をされておるわけでありまして。特に、今、厚岸町の高齢化は急激に進んでおります。9月現在で総人口の3,098人です。高齢化率にいたしますと27.2%という事態を迎えておるわけでありまして。

ただいま提案ありました3つのうちから選択する、その方法もいいが、自分なりには考えておりますが、しかし、厚岸町の高齢者対策はそれだけではないわけでありまして。例えば、福祉バス運行、さらにはまた長寿祝い金、敬老会助成事業、老人クラブ運営費補助金等々、高齢化対策をいたしておるわけでありまして。高齢バスだけを考えれば、いろいろな問題があるかと思いますが、今後、やはり、今日まで大変なご苦勞の中でこの厚岸町の発展の礎をつくってくれた、そして高齢者が生き生きと、この厚岸町に育つてよかった、そういうまちづくりを望んでおります。

そういう点を考えますと、財政的なこともあります。ただいまの提言については研究をさせていただきたい。そして、最も高齢者が喜ぶ制度にしていきたい、そのように考えます。また、昨日いろいろと協議がございました特養老人ホームのこともあります。それぞれ財政の見通しというものを考えながら高齢者対策を講じていかなければなりませんので、この点についてもご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 以上で岩谷議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。

第3回定例会に当たり、さきに通告していたとおり質問いたします。

1、後期高齢者医療制度について。

この制度については、対象となる75歳の方はもとより、家族も含めてほとんど知られていないと思います。このままでは、来年3月保険証が送られ、平均月7,000円もの保険料が4月から年金から天引きされて、驚いて役所や役場に問い合わせが殺到するという状況になることは必至です。町としての対話、説明が必要と思いますが、どうですか。

2、保険料負担はどうなっていますか。保険料が払えなかった場合はどうなるのですか。これまでと同じ医療が受けられますか。この保険制度の財源はどうなっていますか。

高齢者の生活実態は、一方では高齢者はお金持ちだという声もあります。でも、これ以上負担がふえたら生きていけない、そういう方の声もたくさんあります。今の年金生活者の年金受給割合を5万円単位で表に出してください。

私も酪農をやっていますので、町の基幹産業としての酪農について質問します。

これまで厚岸町で行ってきた酪農施策の過去5年間でどのようなものがあるか教えてください。また、それについて行政の立場からどのように感じ、どのように評価していますか。

以上、お願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度についてであります。第1点目のこの制度については、対象となる75歳以上の方はもとより、家族も含めてほとんど知らされていないと思う。このままでは来年3月保険証が送られ、平均月7,000円の保険料がいきなり年金から天引きされて、驚いて役所に問い合わせが殺到するという状況になることは必至である。町として対話、説明が必要と思うがどうかについてであります。

この医療制度は、75歳以上の方々と65歳以上74歳までの寝たきり等の方々を対象に新しく創設され、対象者はこれまでの医療保険制度から抜けて、独立した医療保険制度の加入者となるものであります。

新しい制度でありますだけに、制度の対象者だけでなく、制度を財政面で支援する現役世代に対しても広く周知し、理解を求めていく必要があります。ご質問にあります説明不足のないように、制度の仕組み等についてのPRを計画的に実施することになっており、厚岸町は、その第1弾として、広報あつけし7月号で制度の概要をお知らせいたしました。その内容は、新しい制度がいつからスタートをするのか、対象となる人はどんな方々か、広域連合と厚岸町が行う業務について、保険料のことについて、医療機関での自己負担についてなどであります。

今後のPR対策であります。北海道広域連合の広報事業計画では、北海道や180市町村の広報紙の活用、新聞広告、テレビスポットCM、ポスター・チラシの配布、マスコ

ミへの情報提供が11月から3月まで集中して行われることになっています。厚岸町としては、これらチラシ・ポスターを活用したPRのほか、町広報紙の活用もしてまいります。保険料率が決まる11月以降に保険料の試算を行い、なるべく早い時期に地域説明会を行うこととしております。

2点目の保険料負担はどうなるのかとの質問ですが、広域連合では11月議会で保険料率を決めることになっており、現時点では保険料の負担額についてお示しできないことをご理解願います。

3点目の保険料が払えなかった場合どうなるのかとのことですが、保険料の減免規定については広域連合の条例に規定されることとなります。滞納している場合のケースでは、国保同様に通常より有効期限の短い保険証を交付することとしており、滞納発生後1年を経過した場合は被保険者証を返還させ、資格証明書を交付する扱いとしております。特例の事情によりやむなく滞納している場合として、災害、事業の廃止や休止、病気や負傷により収入がないなどの規定が政令で示されることになっており、具体的対応は、機械的にではなく、広域連合と町との緊密な連携をしていくこととなります。

4点目のこれまでと同じ医療が受けられるのかについてですが、基本的には、現在の老人保健制度と変わりなく、同じ医療が受けられます。新しい給付としては高額介護療養費というものが出てまいります。これは、医療分と介護分のそれぞれの自己負担額を合算し、合算したときの自己負担限度額を新たに設定するものでありまして、合算自己負担限度額はまだ決まっていますが、年間56万円を基本に検討しているとの情報が示されているところであります。

5点目のこの保険制度の財源はどうなるのかのことですが、医療費総額から自己負担額を除いたものが保険給付費の所要財源となりますが、この保険給付費の50%は、国・道・町がそれぞれ定められた割合で負担します。残りの50%のうち10%が加入者が負担する保険料、40%が他の医療保険現役世代からの支援金で賄われることとなります。

6点目の高齢者の生活実態はどうなっているのか。年金生活者の年金受給割合を5万円単位で表に出してくださいとのことですが、年金受給者情報やデータについて、国・道にも照会しましたが、お示しできる資料がないことについてご理解ください。かわる資料として、厚岸町の年金受給の状況についての資料を提出させていただきましたので、ご参照願います。

ご質問の生活実態についての現状については、年金受給額では生活実態を分析できない背景もありますので、生活実態の分析は非常に難しいものがあります。しかし、後期高齢者医療の保険料が原則年金からの特別徴収によることとしているため、年金の手取り額は確実に減少するわけでありまして、そこに窮乏感覚・生活が厳しくなったという感覚は出てくるかもしれません。しかし、年金受給者の国保加入者でいえば、これまでは自主納付の形で保険税を納めていただいていたわけでありまして、特別徴収制度そのものが好ましくない仕組みとは考えておりません。しかし、現実には年金収入以外に収入がなく、蓄えもない方もいらっしゃいます。この方々には、生活費の支出内容は変わらないものの、手取り収入額の生活実態として、厳しくなったと感じるのではないかと考えておるところであります。

次に、厚岸町の基幹産業としての酪農についての、これまでの厚岸町で行ってきた酪

農施策はどのようなものであるかについてお答えをいたします。

この5年間においては、長年の懸案でありました町内2農協が合併して新たな農協組織として再スタートしております。農業情勢におきましては、WTO農業交渉の行方が不透明であるとともに、環境保全がクローズアップされて、環境に配慮した産業振興方策が求められました。

また、酪農においては、牛乳・乳製品の需要が回復せず、脱脂粉乳等の過剰在庫処理と生乳の抑制生産計画受け入れを強いられましたが、現在にあっては、国内のチーズ向け量を確保するために増産を求められるなど、酪農経営の方向性は不安定な状況にあります。

さらに、町はもとより、道内農業に甚大な影響を及ぼすことが確実である日豪経済連携協定交渉が始まるなど、外圧的な不安材料を抱えながら、主産地形成と主要産業の継続と安定を図る施策を求められた5年間であったと認識をいたしております。

具体的な事業及び施策としては、安定生産に向けた基盤づくりと生産環境の整備に向けて草地整備事業・畜舎等の施設整備事業・農道整備事業、安全・良質・低コストなど競争力を高める生乳検査体制の強化策として酪農支援センターの建設支援、農業・農村の多面的機能を発揮する環境づくりとして中山間地域等直接支払い交付金の実施、農地利用の推進と新規就農者対策として農業委員会ともども未調整農地の掘り起こしと利用調整を図ってまいりました。

また、酪農経営の継続と安定に欠かせない低コスト生産と労働の省力化を図るコントラクター体制の整備と充実、町営牧場の整備と更新、若齢育成牛施設の建設など農協が進める酪農支援システム事業と協調して各事業を取り組んでまいりました。これらにつきましては、今後も取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、それについて行政の立場からどのように感じ、どう評価しているのかについてであります。酪農業は町の主要な基幹産業であります。多くの課題を抱えている状況を認識し、状況に応じた各種施策を取り進めることが、生産性の高い酪農経営の継続と安定化に欠かせないものと感じております。

また、実質的な乳価の低下、不安定な酪農情勢と飼料価格や燃料価格が高騰しているという厳しい経営環境にありながら、8月末の生乳生産量の実績を見ますと、前年対比の道内平均99.6%、管内平均101.0%に対し、釧路太田農協は103.7%という状況になっております。管内各農協の実績に比べますと、この高い数値は、これまで積極的に取り組んできた各種取り組みの成果であり、経営努力の結果であろうと考えます。

農協における今年度の事業運営方針では、個々の経営の体質強化と健全なる酪農経営を図りながら、衛生的・成分的乳質を重視した飼養管理と積極的に各種事業を推進しながら農協経営を図ることとしており、各酪農家が鋭意努力されていると評価するところであり、ご期待を申し上げます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 今、周知していくというお話がありました。75歳以上の方たちに周知すると

いうことは、テレビとかマスコミだけでは、まず無理だと思います。きちんとした考え方を伝えていかなければならないので、わかりやすいものを町としてつくっていくこともとても大事だと思います。

それで、保険料なんですけれども、国保は自分たちで制度で出していたとありますが、これは本当に強制的に取られるんです。それで、月1万5,000円以上の人からも取られていくということです。今までは家族の中で、自分たちは国保とかお金を納めていなかった人も、すべて後期高齢者医療制度になると納めなければならなくなる。人頭割ですか、3万円というのがありますが、本当は3万円だけで済んだ人が、今度はそれでは済まなくなってくるんです。8万円になる人もいます。それから、介護保険と後期高齢者医療とあわすと1万円以上の負担がかかってくる。月というか、年金から1万円以上が引かれてしまうという。

それで、生活に厳しさを感じるとか、そういう生易しいものではなくて、本当に生活していけなくなる人がたくさんいるということが、厚岸町の中でもふえてくると思うんです。それで、そういうことも含めて、これは国で決めてきた施策ですけども、まだ何も始まってないです。11月に広域連合議会があるときに、厚岸町として、今の生活している人たちの生活基盤をきちんと見つめて、変えてもらえるところは声を出していないと、本当にやっていけない人がたくさんふえると思います。

あと、国で見ますと、新たに保険料を払う人が200万人以上なんです。しかも、夫か、または片方が75歳だったら後期高齢者医療を払う、それから、74歳か73歳だったら国保料を払わなければならないという、二重の状態にもなります。そういうのもあって、今まで厚岸町で生活をやっていけるようにいろいろな支援をしていたのが、町の支援も出すことができなくなるとか、いろいろな意味で大変な後期高齢者医療制度なんです。

先ほど、町長が医療制度としては何も変わらないですよと言っていましたけれども、これは、今までだんだん、3カ月なら3カ月間病院に入院していたら、その医療の範囲で出ていかない。本当はもっと治療しなければならないのが、今の時点で、もう3カ月たったら病院を変わらなければならないということがあります。それが、今度は75歳以上になると、これだけの医療しかできないんだというその範囲が決めますので、そうすると、お金がない人は病院にかかれなくて、病院へ行きたくても、例えば、変な話ですけども、盲腸の手術をしたらお金が何ぼ何ぼかかるんで、高齢者の人はあしたになったらすぐ出てくださいという、そういう状態になってくるという、そういう医療制度になっています。

だから、本当に、単純に後期高齢者医療制度、もとの厚生労働省の役人の人が、これはうば捨て山法案だと言った人もいるそうです。そういう意味でも、もう少しきちんと中身を考えて、町としての対応をしてほしいと思います。

それから、酪農のことなんですけれども、今一生懸命頑張っていて、いろいろなことを、えさ代も高くなる、そういう中で頑張ってきていますが、太田農協だけでも103.7%の状況で、組合長ともお話ししたんですけども、ほかの町村に比べたらすごくいいんだよという話をしていました。それでも約1億円近い収入減だそうです。農協自体も大変になっていると。それでも頑張っていていこうという後継者に対して、もしできるのであれば、

中山間の中から後継者に対する制度も少し考えてもらえれば、もっと頑張っていけるのかな、自分たちで頑張てやろうという中でやっていけるのかと思います。それもちょっと考えてほしいと思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 後期高齢者医療制度につきましてお答えを申し上げたいと思います。

議員からご指摘のありました制度の周知の関係であります。先ほど町長の方からも答弁をさせていただきました。後期高齢者の広域連合としましては、11月から集中的にいろいろなPRをしていくというスケジュールでおりますが、特に、町としましては、後期高齢者の連合の方に要請をしております世帯に配るリーフレット、いわゆるパンフであります。こういった活用を中心に、保険料算定ができました段階で——これは11月議会で広域連合の方は料率を決めるということになっております——その後、それぞれの市町村、厚岸町は厚岸町のその料率を使って算定をした結果、保険料がどの程度になるということも含めて、地域別に説明会の場をつくっていく必要があるというふうに思っております。

それだけではなくて、機会ありました都度、地域にお呼びをいただいて、今お話できる部分については説明をするということについては、私どももそういうスタンスでおりますが、今考えておりますのは、11月以降に地域の説明会をしていきたい。その中で、いろいろな内容についてもかみ砕いた説明ができるような資料もお示しをしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

保険料のお話ありがとうございました。基本的に、特別徴収をするという法律の規定でありますから、強制的に取られるというお話であります。払う側からいうとそういう感覚になるのかなというふうに思っております。特別徴収の対象は、介護保険と同様に年金の年額18万円以上の方について対象とする。それ以下の方については普通徴収で納めていただくという考え方です。もう一つ加えてお話ししますと、介護保険料と後期高齢者の保険料の年額をあわせて年金の2分の1を超える場合については、これは特別徴収の対象としないということも規定がされております。

それで、お話のありました、今まで社会保険で扶養になっていた方についても、新しい制度の中では社会保険の扶養者ではなくて、75歳以上のご本人が後期高齢者の被保険者になるということでもありますので、他の加入者と同様に、当然に保険料がかかってくるというのは、お話のとおりであります。2年間は軽減措置があるようではありますが、今まで社会保険加入者の方については、社会保険の保険料というのは扶養をしている子供さんが支払いをしていたという形態でありましたけれども、そこに新たに保険料の負担が発生をするという状況は、お話のとおりであります。

広域連合に向けて、町としてこういった状況を反映していく必要があるのではないかというお話でございましたが、制度の根幹にかかわる部分につきましては、地域の声として、我々も議員のおっしゃる分よくわかります。気持ちとしては同じであります。これを制度規定として変えていくという意見が、広域連合議会の中で判断して独自の規

定がつけられるかという点、これまた不可能な話であります。そういう意味では、広域連合に参加をする180市町村の地域の実態の声として、市町村は市町村でいろいろな要望をしていく、広域連合は広域連合として、全国の連合としていろいろな声をまとめて、制度を変える声として国に示していくというような、時間のかかる取り組みが必要ではないのかというふうに思っております。

今はまだ制度が始まっていないから、大きな声を出すことによって変えられるかということについては、私どもはスタート時点では難しいなという思いでおります。ただ、話のありました中身につきましては、私どもも住民の方々の生活実態としてよく理解のできる話でありますから、機会あるたびに、そういった声も反映をしていく場を持っていきたいというふうに思っております。

どういう場で反映できるのかという話になりますと、広域連合は広域連合で医療機関の団体、それから保険者の団体、市町村の団体の代表者レベルの運営協議会というものもつくっていくようでありまして、事務担当者のレベルでは、それぞれの課題において検討会議というものもぜひつくってほしいという我々の呼びかけに対して、そういう場をつくりたいという話でありますので、そういった場で意見を出していきたいと思っております。

それから、75歳以上の方々の保険料の負担のほかに、同じ世帯の中で75歳未満の方がいらっしゃった場合に、支援金という二重の負担があるのではないかという話であります。仕組みとしてはそのとおりであります。ただ、今現在も老人保健に対する拠出金というものをそれぞれの加入世帯単位で負担をしているという状況でありますから、負担の構図としては新たにできたものではなくて、考え方としては、従来どおり75歳以上の方々の財政負担の一部を現役世代が担うという構図については変わらないわけでありまして、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、同じ医療を受けられないという話がありますが、先ほど町長の方からご答弁させていただきまして、今ある老人保健制度の自己負担の問題、あるいは入院、外来、それぞれの負担限度の問題等々を含めて基本的には変わりませんというお話をさせていただきましたが、議員がおっしゃられるように、診療報酬の議論の中で、今の国の社会保障審議会の後期高齢者医療制度に関する部会というところでの議論が実はありまして、あからさまに議員おっしゃるような中身ではございませんが、中心的には、いろいろな疾病を持っていらして治療が長引くという形態が強い高齢者の医療のあり方について、在宅でありますとか外来中心の医療に切りかえられないだろうかという議論がされております。

議員の方から、現在も入院が長期化すると3カ月で退院をさせられるという話もありました。これは、75歳以上とかという区切りではなくて、現在もそういう制度が、いわゆる治療しても診療報酬に制限があるということ。その結果、医療機関としては、一度退院をしていただくというようなことが現実にございます。そういったものも、新しい制度の中では、今現在と変わらないといえますか、ある意味では診療報酬の請求のあり方として、外来の診療のあり方、それから在宅での療養のあり方についての意見がこれからいろいろ出てくるというふうに私どもも認識をしております。

外来診療につきましては、今までも議会の場でもいろいろな議論がされまして、重複

診療でありますとか、それから頻回受診でありますとかという言葉で私ども言っておりますが、重複診療につきましては、必ずしもいろいろな医療機関にかかることが悪いことではないのではないかというご意見もありました。セカンドオピニオンというような考え方の中で、今の治療ではどうも納得がいかない、あるいは心配だというようなことも含めて、必ずしも悪いことではないというご意見もございましたが、先ほど説明しました国の審議会の議論の中では、こういった重複診療、それから頻回受診というものを取り上げて、在宅でありますとか外来の診療のあり方について、いわゆる主治医という言葉を使っておりますが、地域のよくそこの患者の方の病歴なりというものを日常的に把握ができる可能性のある診療所を中心に、主治医という位置づけをした中で、では、診療所と医療機関の連携、あるいは診療所と福祉関係の連携というようなものを重視をしていくことに診療報酬を厚くかぶせていくというようなことも議論がされております。

私どもも、具体的な医療の中身については、これからまたいろいろなことが出されてくるのかなというふうに思っているわけでありまして、それについては、地域説明会の中では、それまでにいろいろな中身が出てくるというふうに、説明できるということについては難しい部分があるかと思っておりますけれども、今後注視をして見ていきたいというふうに思っているところであります。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、農業後継者に対しまして中山間制度の制度を活用できないかというお尋ねでございます。

この中山間制度の活用ということに対しましては、これまでも農協の近くにありますクレーン、あるいはトレーラーハウス、それら等についても中山間事業で一部活用されているところでございます。現状といたしましては、これまでも新規実習生の募集、あるいは受入れ協議会への運営費の一部として中山間のお金や交付金が活用されてございます。議員おっしゃるとおり、使い方として後継者対策について活用ということはふさわしいというふうに考えてございますし、今後とも、中山間集落の太田地区内におきまして、事業計画をさらに充実をさせていただくよう集落として協議していただいて、さらに煮詰めていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 今いろいろ説明していただきました。

それで、医療制度のことなんですけれども、70歳から74歳までの医療費の窓口が、10月から既に2倍になっていますよね。それだってすごい負担になっています。それから、自己負担限度額の引き上げも出ています。療養型病床が大幅に減らされるということが起きています。さっき、介護保険料とあわせて2分の1以上になってしまう人はそういう制度があるとありましたけれども、これは、介護保険料とあわせて年金の半額まで天引きが可能な仕組みということなんではないですか。それだけ取られてしまって、生活

は本当にできるのでしょうか。保険料が2年ごとに自動的に上がるということもあるようです。今、子供たちと暮らしているお年寄り世代ですけれども、保険料の財源ですが、現役時代からの支援が約4割です。そうすると、何でお年寄りのためにこんなにおれたちが払わなければならないという、まるで親と子供にけんかをさせるような、そういう制度でもあるような気がするんです。

それで、180市町村ですけれども、85%の市町村からは議員は出ていませんよね。だから、25%の議員の中で、会議で決められていくものですから、今何も決まっていないから何もできないと言いますけれども、やはり、きちんとしたものを出して行ってほしいと思います。

それで、高齢者の人たちは、すごく医療費が増大する中で、果たして75歳以上の高齢者だけで独立した医療制度が成り立つのかとても疑問だと。制度を維持・持続していくとなると、医療費の伸びに応じた重い保険料の引き上げが待っていると思います。今まで長い間社会の発展に頑張ってきてくれた、かつ、とてもたくさんの知識を持っている大先輩たちに対して、こんな冷たい制度はありますか。もっと安心して暮らせる社会、厚岸町からでもいいから少しずつ声を上げてほしい、そう思います。

また、酪農の後継者で、大学へ行ったり、いろいろ勉強をしている子供たちがいます。その子たちに対して、学費とか、そういう形での支援をお願いできたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 2回目のご質問にお答えをします。

いろいろな生活実態も含めてご意見をいただきました。私どもとしましては、この制度がもし悪いものだという前提でお話をしますと、では、制度に参加をしないで町独自でお年寄りの方々の医療費を賄っていける制度がかわりにあるのかとなりますと、これまたございません。従来の国民健康保険なり、各医療保険の中でも、その方々ははじかれるという制度を国が決めたわけであります。そういう意味では、この制度を我々も受けて、医療の体制として進めざるを得ないということについては、ぜひご理解をいただきたいというふうに思うわけであります。

先ほど、現役世代の方の負担のお話がありました。これはぜひご理解をいただきたいのですが、新たにできたものではございません。今現在も納めていただいている国民健康保険であれば保険税の中から、それから、各医療保険であれば保険料の中から、おおむね40%に匹敵する支援金というものを拠出をしているわけであります。そういう意味では、新たな現役世代の負担ではございませんということについては、仕組み上ご理解をいただきたいと思います。

いろいろなお話を含めて、町としてこういった実態について声を上げて行ってほしいというお話でございます。それにつきましては、私どもも、先ほど答弁をさせていただいたとおり、地域の実態としてはこうだということについては、意見反映できる場でお話をしていきたいというふうに思います。そのことが声を上げてすぐ解決できるかどうかということについては、大きな壁があるということも一方ではございます。そういう

意味では、国の制度をいかに利用しやすいようにしていくのかということについて、その視点で、我々も事務担当者として進めていきたいというふうに思っております。

大変失礼な言い方になるかもしれませんが、実は、医療保険制度を国がどういうふうに思っているのかということについては、私どもも市町村末端の担当者として、これでいいのかという思いはございます。ただ、保険料を払える、払えないという議論、それから、医療費の自己負担をできる、できないという議論、そういうもの二通り出てくると思いますが、ある国の役人は、医療制度は負担ができないということを前提に成り立っているわけではないという非常に冷たい話も、実は、私ども聞きました。そんなふうに割り切れるのであれば、医療制度そのものがどうなんだという思いは実はありますが、負担ができない方については別な福祉制度で救っていただければいいというような話も、現実にあるわけであります。

ただ、では、そういう議論をまともに受けて、我々が地域の住民の方々と制度を利用してやっていけるのかというと、現実には難しい部分がいっぱいございます。そんな思いも含めて、我々としましても地域の実情、窮状については、意見反映をできるものはしていきたいという思いでおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 農業後継者に対する融資制度というご質問でございます。

現在あるのは、北海道農業会議というところがございまして、そこでの農業後継者就農支援に対して融資制度がございまして、これらでも不足するということであれば、今回ご質問者がおっしゃられましたとおり、中山間地の集落、太田地区という考え方で、集落の太田地区の中で、この交付金制度が活用できないか協議していただければというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

次に、14番、竹田議員の一般質問を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました次の事項について質問させていただきます。

町民要望の対応について。

町財政状況を考えると、町民要望に対するサービスの低下は避けられないと考えるが、次の点について伺いさせていただきます。

アについて、役場職員が減少する中、職員への仕事の量の増加により、町民へのサービス低下につながらないのか。

イとして、町民税全般にわたり負担増になっている中、高齢化が進み、介護保険料の町民負担もあわせて負担増になっている中で、どんなやり方でもよいが、負担増を補うための軽減策は何か考えていますか。

2として、災害時における弱者のための地域ネットワークづくりと推進策についてです。

(1)として、障害者・高齢者・介護認定者に対するの災害避難マニュアル化はどこまで進んでいるのか。

(2)として、近隣助け合い普及の考え方と進捗状況について。

アとして、住民と企業が連携した社会参加のシステムづくりとその推進について。

3として、町と自治会のあり方について。

(1)町と町民一体となった組織化を図り、自治会の組織力を生かしたまちづくりの推進ができないのか。

(2)として、町と自治会において、自治会ごとにできることとできないこととの役割分担の明確的な整理をすべきと思うがいかかがか。

以上について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町民要望の対応についてであります。まず、役場職員が減少する中、職員への仕事量の増加により、町民へのサービス低下につながるのかについてお答えをいたします。

町の職員数につきましては、これまでに定員適正化計画や行政組織機構改革などにより削減を進めてきており、3年前の平成16年4月における正職員数328名が本年4月現在では281名で、47人、14.3%の減少となっております。

職員数の減少は、経常経費の削減に結びつくもので、財政の硬直化を回避する効果が大きいところであります。一方で、人手の減少は、これまでと同様のサービス提供ができなくなるという面も持ち合わせています。

しかしながら、現状における町財政の環境からは、経費に占める割合の大きな人件費の削減は、避けることはできません。今後も職員数の削減を進めざるを得ませんが、できる限り住民のサービスの低下を抑えたいと考えており、その一環として本年度からスタッフ制を取り入れて、職員の業務量の平準化と、柔軟でスムーズな事務事業の執行に取り組んでいるところであります。

しかし、能力アップなどにより少数精鋭化を進める職員の努力のみで従前の事務量を消化することはできません。当然のこととして、業務の見直しにより、これからも事務事業の厳選を進めていかなければなりませんし、これまでも協働のまちづくりの必要性を訴えてまいりましたが、今後さらに住民との役割分担を進めながら、簡素で効率的な行政運営をしていく必要があるものと思っております。

次に、高齢化が進む中、町民税全般・介護保険料の負担増を補うための軽減策は何か考えていますかとのお尋ねであります。介護保険料においては、現在、低所得者対策として、介護保険料の減免取り扱い要綱により、生活保護受給者等第1段階にある方々は2分の1減免、年間収入額80万円以下等第2段階にある方々及び住民税非課税等第3段階にある方々には3分の1減免を申請により実施しておりますし、平成17年度税制改正による老年者の非課税措置の廃止に伴う保険料の激変緩和措置を介護保険条例に基づいて行っています。

介護保険料についても、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱及び居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則により、対象基準に該当する方々の申請により軽減を実施しているところであります。

今後考えられるその他の軽減策としては、高齢者が現在獲得している心身の機能を維持向上させ、要介護状態にならないよう介護予防事業を実施しており、これを継続させていくこと、さらには、介護や支援が必要となるおそれのある人への地域支援事業を提供することや、自立した生活が送られている人への生活支援事業を工夫を重ねて提供していくことが、心身の機能低下を予防し、生活の質を維持することが重要と認識いたしております。

また、保険者として、最近の出来事で、現在も対応中ではありますが、コムスンに代表される介護報酬の不正請求・不正受給を防止するための業務の適正化についての取り組みも重要であり、許可届け出機関である北海道とともに、連携して対応してまいりたいと存じます。

これらの取り組みが相乗効果をもたらし、結果として介護給付費の増加を抑制し、介護保険料の上昇を抑える一助になるものと考えております。

次に、障害者・高齢者。介護認定者に対しての災害避難マニュアル化はどこまで進んでいるのかとのお尋ねですが、これまで地震等災害の発生時は、緊急情報から取り残されがちな聴覚に障害のある方、肢体不自由児の世帯、寝たきり老人世帯、緊急通報装置設置世帯、身体状況により避難できないと申し出のあった世帯などを、承諾を得ている世帯に対して、ファクスや電話での安否確認や直接職員が出向いての自宅訪問により対応していますが、これらが災害弱者への支援体制としてシステム化されていないのが現状であります。

実際の災害発生時において、迅速・的確に援助が必要な方々を把握し対応するには、自治会や関係機関と日ごろからの連携が不可欠になり、情報を共有すること等も必要となります。しかしながら、一方で、個人情報収集と管理のあり方に大変難しい対応が必要とされていることも実態としてあり、災害に活用する場合でも、事前に本人または家族の同意を得る必要があります。

このため、災害時における要援護者の生命の安全確保と避難対策を進めるには、各課、各機関が持っている情報の把握と集約化、自治会等の地域組織を含め全体での情報共有の方法も含めた総合的な対策が必要となりますことから、今後において支援体制の構築を図り、町民とともに避難対策を進めていくためにも、ご提案のマニュアル化の取り組みを早める必要があるものと考えているところであります。

2点目の近隣助け合い普及の考え方と進捗状況について。

アとして、住民と企業が連携した社会参加のシステムづくりとその推進体制についてであります。

災害時における近隣助け合いの考え方は、これまでも自治会を単位とした自主防災組織を組織することで、自分の生命・財産はみずから守っていく体制づくりを推進してきたところであります。とりわけ、平成15年9月26日に発生した震度6弱の釧路沖地震のときは、町職員による独居老人や寝たきり老人など685人の安否確認を行いました。最終安否確認までに地震発生から17時間を要したという経験をいたしました。地震・津波

災害時に限定した場合でも、こうした災害弱者と言われる方々への初期安否確認や避難誘導の組織やネットワークが地域単位で構築される必要があることから、平成16年11月には、釧路沖地震の教訓もお示しして、自主防災組織における災害弱者の初期安否確認活動のネットワークづくりを各自治会に要請してきたところであり、その後の確認では、ほとんどの自治会でその必要性を確認していただいております。

現在、33自治会のうち15自治会に自主防災組織が組織されています。このうち災害弱者を対象にリスト作成がされているのは9組織で、リストに基づく安否確認担当配置まで構築されているのは4組織であります。自主防災組織がなくても災害時の安否確認が日常的に行われている地区もありますが、課題になりますのは、津波災害の対象地区となる湖南・湖北省街地における組織化とネットワークの普及であると考えているところであり、今後さらに有効な組織体制づくりを促進していく考えであります。

次に、住民と企業が連携した社会参加のシステムづくりとその推進についてのことですが、防災や災害時だけに限らないことでもありますが、現状でも自治会活動や地域独自の活動において、地域住民とその地域で事業所を営んでいる企業のつながりは、既に実践されており、地域活動の大きな力になっていると考えます。

しかし、災害発生時にはどうかと考えますと、商業施設では来店客の避難誘導や安全確保、土木建設関連では災害復旧対応など、事業所には事業所としての災害対応が出てまいりますだけに、マニュアルだけでは実際の連携参加につながらないことが想定されるわけですが、地域ごとの自主防災活動における事業所との連携実例情報の集約により、先進的実例の拡大なども推進していけることになり、行政・地域・事業所それぞれが連携できる提案や情報交換ができ、それを反映できる防災組織体制づくりを目指してまいりたいと考えています。

現在、企業からの提案連携型として災害時の飲料水提供がございます。北海道ペプシコーラ販売株式会社からの提案で、避難施設に置かれている自販機を活用して、災害非常時には自販機内の飲料水を無料で提供されることになってはいますが、こうした企業提案を防災対策に組み込んでいくことで、一つ一つの力が結集して、大きな力になっていくものと考えますので、企業からの提案を地域の自主防災組織と情報を共有していくことで、提案のあった住民と企業連携参加のシステムづくりに近づけていきたいと考えております。

次に、町と自治会のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目、町と町民一体となった組織化を図り、自治会の組織力を生かしたまちづくりの推進ができないかとのことですが、このことは、私がこの間の町政推進の柱としてきた協働のまちづくりの理念そのものでありまして、さまざまな場面で、地域や町民の皆さんの主体的発想の中から、地域の環境整備などに地域の力を発揮していただいているところでもあります。まちづくり総体の個別課題から見ますと、まだまだ発展途上ではありますが、財政事情も相まって、厳しい社会環境の中でのこれからのまちづくりにおいて、協働のまちづくりの理念はますます重要になってくると思っています。

ご質問の自治会組織を中心にした行政と町民組織との一体化、組織力を生かしたまちづくりの推進であります。町では、各自治会の活動支援の立場から、自治会連合会の事務局を町民課に置いております。自治会連合会から各単位自治会には、さまざまな情

報や取り組みの連絡をさせていただきますし、社会福祉協議会など町以外の機関から、直接・間接的な取り組みや事業への参加要請もありますが、単位自治会側の事情として、これらを受けとめ切れない組織実態にあるところも少なくない現状にあると認識しております。

まちづくりの推進の基本である町民、その町民の多くが組織されている自治会でありますだけに、まちづくりの推進力になっていただきたい、そうあってほしいとの根っこの部分を堅持しつつ、課題別に地域の組織力を発揮していただく現在のあり方を少しずつ広めていくことによって、近い将来には協働のまちづくりの担い手になっていただける組織力を期待するところであり、そのための行政の支援のあり方についても、自治会と協議してまいります。

その意味でも、2点目の自治会ごとにはできることとできないことの役割分担の明確な整理をすべきと思うがいかがについてであります。まったくご質問のとおりだと思っております。一例を挙げますと、高齢化社会に移行したと言われて随分年数がたっていますが、行政が提供できるサービスだけで十分か、そこに地域のサポートがあればもっと安心・快適になるのではないかとといったことも、地域であればこそ、その一部分を支えることの可能性が大きいわけでありまして、実際に、幾つかの自治会では、高齢者を対象にしたいいきサロン事業も継続して取り組まれているとお聞きします。また、災害弱者と言われる方々に手を差し伸べていただく体制づくりなどもそうであります。昨年実施したまちづくり地域懇談会では、環境に関する課題など、町民の皆さんに考えていただきたい具体的取り組み、日常的にお願いしたいことを提供させていただきました。

こうした課題や取り組みが地域の中で実践され、やってみてどうだったのかなどの検証がされ、さらに大きくなっていくこともあると思いますが、これらもできる体制のある地域とそうでない地域、やる必要のない地域とそれぞれの条件があります。これまでも地域の提案を中心に地域でできることの促進を図ってきておりますが、今後においても、より積極的な役割分担のあり方について、協働のまちづくりの理念を大切に、自治会の皆さんに相談しながら進めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 役場職員が減少する中、職員への仕事量の増加により、町民へのサービス低下につながらないのかという質問に対して、適切にご答弁をいただきました。町職員の数が、これからもっともっと、町民人口の減少とともにさらに減少しつつあると思えます。その中で、これからも町職員のモラルを生かした、いろいろな、さまざまな知恵を絞りながら、町民に対するサービスを今後も提供していただくよう、よろしく願いいたします。

それから、高齢化が進む中、町民税全般、介護保険料の負担増を補うための軽減策は何か考えていますかということについてもご答弁をいただきました。これも、生活支援事業のさらなる強化・維持・堅持をお願いしたいと思います。

障害者・高齢者・介護認定者に対しての災害マニュアル化について、どこまで進んで

いるのかという部分であります。これに対しても、やはり、細部にわたっての高齢者を守っていく、そういうことは、自治会の末端なる組織活動に頼らなければならないと思います。マニュアル化の早急なる取り組みをされることを願いたいと思います。

それで、住民の中から、高齢者に限るわけではありませんけれども、避難のときに私はだれに助けてもらえばよいの、そういう声が聞かれました。私はだれに助けてもらえばよいのという、具体的なその人、Aさんをといるときに、町職員や担当の方々が、災害時に早急にその場所に行って対応できるということは無理であるというふうに答弁でもなされております。そうであれば、なおさら自治会の組織のマニュアル化を急がなければならないというふうに考えております。

どんな家に住んでいて、どんな年寄りの方が、どんな障害者が、どんな形でどんな生活をしているのか、そういった細かい細部の部分については、毎月担当者が尋ねることによって把握はできるとは思います。しかし、その家庭一人一人の中に、どんな友達が、どんな人が出入りしているのか、細部にわたってはわからないと思います。また、個人情報の上から、どんな家族がどんなおつき合いをしているのかということも、限られた部分でしかわからないと思います。しかし、隣近所に住んでいる、毎日一緒に生活している近所の方々であれば、その細部にわたった部分が、担当職員よりははるかにわかる部分だと思えます。

そういった部分からも、私はだれに助けてもらえばよいのと聞かれたときに、町内会が力になってあげるべきというふうに考えるからであります。自治会の組織力を生かした隅々までの対応マニュアル化するよう、ぜひ、町から自治会へのお願いの対応をしていただきたいというふうに思います。

また、避難時についての建物の倒壊のおそれや危険の度合いの調査などを、ボランティアを立ち上げての要望をしていましたが、自治会組織のマニュアル化というんですか、自主防災組織の現状と組織の強化の課題についてということで、この資料の中には災害身体弱者の安否確認、避難誘導の具体化を文書要請したことでもありますというふうに書かれていますけれども、まずは、ここの具体化を文書要請したこともあるといった、その具体化の文書をお示ししていただきたいと思えます。

それから、今話が飛んでしまいましたけれども、避難時、建物倒壊のおそれや危険の度合いの調査などを、ボランティアの立ち上げを要望していましたがという部分で、私自身がボランティア組織の立ち上げをお願いしていたところではありますが、そのボランティアの立ち上げで、自治会と協力しながら家1軒1軒を安全確認をして、町民の安心の住まいを確保していくということを提案してきたわけですがけれども、そのボランティアの組織的な立ち上げというものがどこまで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

町民が町へお願いをすればするほど町民負担がふえる、そして、町職員の負担がふえる、町長が頭を抱えるという、そういう連携であり、そういうふうな形になっていく。この少子・高齢化、核家族、高齢になってのひとり暮らしや親の介護問題、子育て、教育、そのための費用がかさむ中、そんなことが避けて通れない、大変な時代に入ってしまった。町の支援より社会全体の支援の必要性という、そういう支援が必要である、町が町民を支えるサービスも限界に来ているというふうに思います。

国の地方交付税の切り捨てをずっと文句を言ってもしょうがない。今、この難局を乗

り越えるために何が必要か、自治会組織を使って、何が何を何からできるのか、どんな工夫が町民税負担を軽減できるのか、今考えるべき時期にあると思います。町民主体、役場主体、そしてその主体性が、何がどちらにあるのか、具体的なことを考えていかなければならない。それが町長の述べている協働のまちづくりというふうに私はとらえております。

先ほどの答弁にも、町長2期目のあいさつ文にもありますが、情報を共有した相互理解の下で、自治会組織や団体を初め、町民皆さんの自主的な地域づくり活動と一体となってさらに取り組むべく考えておりますというあいさつもありました。いわゆる協働、まちづくり、これこそが自治会と自治体の本領発揮の場所であるというふうに思います。

町民の一人一人への手助けは、役場だけでは無理な部分があります。自主防災組織の現状と組織強化の説明資料の中でもいろいろたわれていますが、まだまだ具体的な細部にわたる部分までは把握し切れていない部分もあるかのようにこの文章を見て思える次第です。

以上のことについて、2回目の質問をさせていただきます。

- 議長（南谷議員） 竹田議員の再質問に対する答弁は、午後からといたしたいと思いません。

休憩いたします。なお、再開は1時からいたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

14番、竹田議員の質問に対する答弁から行います。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） 職員の現状にかかわる件につきましては、職員に対します竹田議員からの激励というふうに受け取らせていただき、頑張ってもらいたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 私の方からは、災害時の建物の調査のボランティアの立ち上げを以前から要望していた。組織の立ち上げがどこまで進んでいるのかとのご質問にお答えをしたいと思います。

この組織につきましては、もう既に応急危険度判定協議会という組織が、これはボランティア組織でございますが、立ち上げられてございます。建物の場合は、被災建物の危険度の判定が必要となってまいります。被災の状況によっては、役場の職員だけでは対応ができないことが想定されるわけでございます。このため大勢の応急危険度判定の

知識を持たれた方が必要でございまして、ことし2月、庁内におきまして応急危険度判定協議会を開催いたしまして、実施訓練を実施いたしまして、ボランティア活動として災害時のご協力をお願いをしたところでございます。

ただ、質問者の意図としましては、もっとそれらを掘り下げた、自治会との連携を図るような身近な組織ということについてというふうに考えます。こういった組織の方につきましては、今、例えば、商工会を窓口にしました家づくり協会、こういったところとの連携も考えられまして、そうしたところに話を持ちかけているところではございません。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 高齢者への生活支援事業の進め方についての関係でございますけれども、これにつきましては、平成19年度においては介護給付費の2.3%の予算枠、それから、平成20年度以降は介護給付費の3%の予算枠でもって、特定高齢者、一般高齢者への施策を展開するというようなしぼりはございますけれども、その予算を十分に活用しながら事業を具体化し、そして進めていく、そういう方向で努力をさせていただきたいと思っております。

一般高齢者施策につきましては、本年度から社会福祉協議会において老人介護支援センターが立ち上がっておりますけれども、そちらの方で一部事業をやらせてほしいというような申し出もございますので、そことの連携を図りながら進めるというようなことも進めてまいりたいと思っておりますし、また、最近では、地域のボランティアということで、住の江自治会有志が集会所で週2回のお休みどころ「おかげさま」というような一般高齢者施策、高齢者が高齢者を支援するような動きも出てきております。こういうようなことが全町に広がっていけばいいなと思いつつながら、そういうようなことも皆様にお知らせをさせていただきながら、社協のボランティアセンターとも連携を図りながら展開できればなと考えているところでございます。

続きまして、マニュアル化のご指摘でございます。これにつきましては、この8月30日に、実は、北海道から避難支援プランを策定されるようにということで通知が入っております。それにガイドラインがついておりまして、こういうような方向でやってほしいということがございますので、それらを活用を図りながら、特に、災害に備える事前の取り組みが大変自治体によっては重要という押さえ方をしておりまして、そこら辺を具体化を図りながら、なお、防災計画との整合性も図りながら、きちんとしたものを整理してまいりたいということで、準備にかかりたいというふうに思っております。

よろしく願いをいたします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方からは、災害時における近隣助け合いの普及の部分、それから、町と自治会のあり方につきまして、2回目のご質問の答弁をさせていただきます。

ただいま災害避難マニュアルのお話ありがとうございました。行政として関係機関とどういう連携をして体制を組んでいくのかというマニュアルがつくられることになりましたが、これまでもそうでありましたが、マニュアル化ができるという前提で申し上げますと、地域の力になります自治会の力というのは、議員おっしゃるように、ここしかないというのが現実だと思います。

そういう意味で、自主防災組織のあるところないところを含めて、これまでご提言もいただいておりますが、自主防災組織という大きなくくりの中で組織をつくろうというのは、なかなか腰が重い、立ち上がれないという実情も承知しております。そういう意味では、災害時の弱者と言われる方々の安否確認、それから津波が来ると想定される地域につきましては、避難誘導も含めたきめ細かなネットワークづくりが必要だろうということで、それぞれ自治会の方にもお願いをしてくているわけでありまして。そういった責任をマニュアル化の問題、それから総務課の方で担当しております500年間隔地震の計画の見直しということともあわせながら、さらに私どもも自治会の方にもお願いをしてくということで考えているわけでありまして。

それから、町と自治会のあり方でありまして、議員おっしゃられるように、行政は行政のサービスとしてできるエリアが限定がされます。そういう意味では、これまでといいますか、自治会そのものは、当初は行政全体の地域に対する要請の受け皿みたいな形でスタートしたというふうに思うんですが、最近では、地域コミュニティーといまして、自分たちの課題別の問題について、それぞれが自主的な取り組みをしていくということがどんどん進んできております。

厚岸町内においても、そういう意味では、先ほど住の江自治会の取り組みのお話もございましたが、地域の交流というものを中心に組みがされている、助け合いもそうです。そういう意味で、これからの時代は、単なる受け皿ではなくて、みずから課題別に地域の問題をどうとらえて自主的に取り組みをしていくのか、ある意味では、行政に提言をするというようなこともこの中では出てくるというのが、地域コミュニティーだというふうに認識をしております。

そういった地域の力というものが、これから町との関係ではますます重要になってくるというふうに思っておりますので、そういう意味で行政課題としてお願いしたいこと、あるいは地域から出てまいりますいろいろな提言や取り組みに対して、私どもも、どういった受けとめ方、あるいは受け皿をつくっていくのか、あるいはお願いをしてくのかということも含めて、これからますます関係を強めていかなければいけないという認識でおります。それぞれ議員の皆さんは、地域に帰りますと自治会の会員でもございます。そういう意味で、ぜひ地域からのご支援をいろいろな場でお願ひしたいというふうに思っているところであります。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 地域住民ではわからない、こまかい細部にわたっての連携を持っていくというのは、本当に自治会にお願いするしかない。その自治会にお願いすることは、本当に何からやっていったらいいのか、何ができるのか、その自治会ごとの、過疎化している自

治会もあれば、高齢者の物すごい多い、人口的な割合という部分も加味しながら、いろいろな自治会のあり方というのを考えていかなければならない。総体的に、厚岸町全体で、自治会でこう決めたからこうやりましょうと言っても、やれない自治会も出てくる。そういうことを自治会なりに、自治会単位ごとにいろいろ考えていかなければならないということはわかっていただけるし、私も十分その部分については理解しております。

そういったことから、こまい細部にわたって、理事者、厚岸町が、職員が一丸となっても、そこまでは無理だ。そして、幾らお金をかけても、かけ過ぎても、そういった細部にわたっての一人一人の心までは見れない。であるならば、この大きな財政難というものを乗り越えるためには、自治体と自治会が一体何ができて何ができないのか、そして、何々自治会は何ができて、何々自治会は何ができないのか、そういった差別化も考えながら、一つ一つその自治会の組織力を生かした形で、自治会組織でできるものできないものを明確にしてやってほしいというふうに思います。

よくある話でありますけれども、例えば、自治会の建物が古い、直してほしい、自治会の周りの草を刈ってほしい、自治会の周りの下水がごみでたくさんあふれている、そういったときには、草刈りの道具を貸すからだれかやってもらえませんか、または、草刈り班を設ける、ごみ拾い班を設けるといった、そういう形で会館の修理や会館周りの整備を、自治会ごとにある自分の会館を自分の物だと思って守っていくような組織化を確立していく。

また、よく耳にするのは、あそこの地域は除雪がよく来るけれども、うちの地域はサイタンまでは除雪が来ないとか、そういう問題もあります。そういった部分を、どの道路の範囲を、どの位置を、だれがどのようにして雪かきをするのか、そして、その雪かき、除雪が、どんな形でだれができるのか、人数的には可能なのか、年齢的には可能なのか、そういったことも細かく自治会とお話しながら、自治会と自治体のこの両輪がうまく回っていけるような、そういう組織体制をしながら、自治会にお願いして自治会でやってもらえるのであれば、それがやがてこの財政難を乗り越えていく一つの施策であれば、住民は納得していくんではないか。納得していくための施策はどういうことをしていったらいいのか、それを今この時期に真剣に考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

各課に多大なるナンセキがある。そして、法律的に住民参加ができない部分もあると思います。しかし、今この法律的にではなく、その法律が邪魔であれば、自立した社会を構築するためには、国や道に要望をしていけばいいのではないかと、そしてまた、町職員の懸命な努力も限界もあるというふうに思っております。しかし、町民の中には、いやまだまだ足りないというわがままな、笑ってはいけませんけれども、人間もおります。そういったわがままもどこまで聞き、やっていけるのか、そして、そのわがままをどこまで改善していけるのかは、本当に自治会組織の方々の隅々なる意見を集約できるような、そういった人の意見を聞けるような、一つ変わった方式をとったチャンネルをつくっていただきたいというふうに思います。やれるところやれないところを明確化していく、協働のまちづくり、住民参加のまちづくりを推進していくよう強く要望していきたいと思っております。

これで3回目の質問を終わります。
以上です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

これからのまちづくりについて、さらにはまた有事に備えての対応について、いろいろとご質問を賜りました。改めて、町長として、その認識を大事にしながらまちづくりをしなければならない、そのような感じを持ったわけであります。

やはり、厚岸町といたしましても、私も何度も過去にお話をいたしておりますが、地域社会、住民との連携のもとに運営をしなければ立派なまちづくりはできない、そういう時代になっておる認識を持っております。当然、先ほど来からご質問がございます職員との関係におきましても、今の財政状況という中で職員をふやすことはできない。しかしながら、行政サービスを低下してはならない。これは当然のことであります。そのための職員の意識改革、または研修等を通じて質の向上を図っていかなければならない、そのようにも考えておるわけであります。

どうかその点、町長としても、厳しい行財政の中での新しい方向に向かってのまちづくりはどうあるべきか、本日の議論を通していろいろと参考になりましたので、さらに協働のまちづくりのあるべき姿を研究させていただいて、期待のできるまちづくりをさせていただきたい、そのように考えたわけであります。

●議長（南谷議員） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

次に、11番、大野議員の一般質問を行います。

11番、大野議員。

●大野議員 第3回定例会におきまして、さきに通告書を送付してあるとおりに質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目として、町長が常日ごろ、厚岸町の基幹産業は漁業と酪農であると言っておられます。その振興についてお聞きしたいと思っております。

1つ目に、太田地区にごございます酪農実習生の宿泊施設のことで、その実習生の募集について町としてはどのような取り組みをしているのか。

2つ目として、漁業も関係あるんですけれども、カキ・牛乳、ダブルミルク、山の牛乳と海の牛乳ということで、昨年フォーラムが開催されておりますけれども、その消費拡大策として実施していれば、実施内容と今後の取り組みについてお聞きしたい。

第3番目に、非常に問題になっております有害鳥獣の駆除の関係でございまして。エゾシカ・カラスの対策について。

年間を通じて有害鳥獣の駆除を行っているんですけれども、一向に何か、ふえ続けているのか、とるのが足りないのかわからないんですけれども、被害が増大している。その成果と、また今後の取り組みをお聞きしたい。

2番目としまして、公民館についてでございます。

1つ目として、尾幌地区の農業研修センター、太田地区の公民館、非常に古い建物で老朽化が目立っております。それについての建物の改修・修繕の取り組みはどうなっているのか、計画をお聞かせ願いたい。

次に、厚岸町全般の建物について、使用時間が夜の10時までとなっているんですけども、我々農村部だけかもしれませんけれども、仕事が終わってから使用すると、8時ぐらいからの会議を持ちたいとかとなってくると、10時まで2時間で終わらないときがあるんで、もう少し延長にならないのか、これについてお聞きしたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の基幹産業の振興についてのご質問であります。初めに、酪農実習生の募集について、町としてはどのような取り組みをしているのかについてであります。酪農実習生についての問い合わせには、受け入れ環境と協議会組織を備えている釧路太田農協を紹介するとともに、町・農協・農業委員会等で組織している厚岸町農業後継者対策協議会によります実習生の受け入れ支援活動に連携して進めているところであります。

先日、町内で酪農実習された女性が実習先の酪農青年と結婚されて、後継者として定着していると新聞報道されましたが、酪農に関心と情熱を持つ実習生の受け入れは、労働力の確保だけではなく、担い手・後継者の確保という重要な振興方策の一つを担っているものと認識しております。

また、農協では、管内に先駆けて酪農実習生を受け入れる体制を整備して、成果を上げてまいりました。しかし、これまでは実習希望の申し込みが多く、予約待ちの状況が続いていたことから寄宿舎を増設したところ、他町村での受け入れ態勢の整備が進んできた結果、寄宿舎にあきが生ずる状況となり、実習生を確保することに苦慮している状況にあります。

これらの対応として、厚岸町農業後継者対策協議会は、酪農実習生受入協議会が行っている実習生受け入れホームページ製作等の情報活動に対し支援するとともに、同協議会が取り組む諸活動との連携を強化してまいりたいと考えています。

次に、カキ・牛乳の消費拡大策として、実施内容と今後の取り組みについてありますが、消費低迷が深刻なカキと牛乳の消費拡大を図る地産地消イベントとして、「ダブルミルクを釧路から」が開催されました。このイベントは、管内の漁協・農協・道漁連や地区農協組合長会等の系統団体及び消費者協会等が実行委員会を組織して、本年1月末に釧路において開催され、生産者からは食品の安心・安全を訴え、生産者の代表からは、地域の基幹産業として誇りを持って生産していると参加された地域の方々に理解を求めたところです。

また、町内的には、漁協と農協の共同イベントとして、漁協直売店でカキとミルクの消費拡大を目指し、牛乳や乳製品の無料提供を含めた取り組みが行われております。

今後におきましても、町や観光協会が主催する健康まつり・牡蠣まつり等のイベントのほか、漁協及び農協では共同開催イベントを増すなど、消費拡大に向け連携した取り

組みを進めております。

また、今年度の厚岸町町おこし補助金交付事業として、厚岸町女性団体連絡協議会により、カキとミルクを食材とした料理を児童・生徒からお母さんに考えてもらう料理コンクール、題して「ダブルミルクとお母さんの知恵」という産消協働推進事業に対して補助金を交付することになっております。

次に、エゾシカ・カラス対策についてお答えいたします。

エゾシカを初めとする野生鳥獣における農林業被害対策につきましては、この被害を減少させることを目的に、被害を受けている立場、被害防止対策の知見を有する立場、被害対策に協力する立場の団体により、平成9年9月に厚岸町野生鳥獣被害対策協議会が設立され、翌平成10年度から実質的な活動が行われ、今日に至っております。その組織の構成は、町、釧路太田農業協同組合、厚岸町農業委員会、釧路東部地区農業改良普及センター、厚岸町森林組合、釧路森づくりセンター、北海道猟友会厚岸支部となっております。

本協議会は、野生鳥獣の被害が大きい酪農業の団体である釧路太田農業協同組合が会長職を務め、町といたしましては、本協議会で関連する情報の共有化を図り、被害対策の検討を重ねてきており、その中で、町の立場でできる限りの支援を行っております。

エゾシカにつきましては、平成10年度の農業被害が草地食害として推定約8,620万円でありましたが、その後減少して、平成16年度は5,800万円となりました。しかし、平成18年度は再び8,500万円と被害推定しております。その被害対策として、毎年4月中旬から10月中旬まで、町が申請者となって北海道から有害鳥獣駆除の許可を受け、猟友会所属の地元ハンターが銃による駆除を行い、その奨励金を協議会が負担する形で行っております。

これらの駆除実績は、北海道の補助制度があった平成10年度から平成14年度までは年間最低で347頭、最高で744頭を駆除しております。道補助金が打ち切られた平成15年度から平成18年度までは、町と釧路太田農業協同組合の負担によりまして、毎年300頭を駆除しております。しかし、昨年度に被害がふえたことに対応いたしまして、平成19年度は100頭増し400頭の駆除計画を進行中であり、また、特に春先の新芽の食害が心配されることから、猟友会にこの時期の駆除対応のお願いもしているところであります。

また、本協議会での駆除とは別に、北海道が行っております一般狩猟による捕獲期間が、昨年度までは10月下旬から1月末までで、北海道が今年公表した集計結果によりますと、平成16年度で1,771頭が厚岸町で捕獲されております。直近2年間分は、まだ北海道で集計中ではありますが、同等数が捕獲されているものと考えております。町としては、さらなる対応を北海道に要望してまいりましたが、今年度からは2月末まで1カ月延長される予定であり、捕獲頭数の増加を期待しているところであります。

カラスにつきましては、牧草ロールのラップに穴をあける、牛舎に入って配合飼料を食べ散らかす、開放された分娩房で生まれたばかりの子牛をつついて傷をつけるなど、金額にあらわしづらい被害に遭っております。

この件につきましても、協議会において対応検討を行い、釧路太田農業協同組合が申請者となって有害鳥獣駆除許可を受け、猟友会所属地元ハンターが銃による駆除を行い、その奨励金を協議会が負担する形で対策を講じております。平成15年度と平成16年度は

銃により、平成17年度には箱わなによる駆除を試みましたが、全く成果が上がりませんでしたことから、また銃による駆除に戻し、平成18年度は40羽、平成19年度は現在52羽であり、地元ハンターの努力により駆除数をふやしております。

しかし、この駆除対策だけでは被害を防止することになりません。カラスの侵入を防ぐために、牛舎などを開放する場合はネットを張るなど、酪農家個々の自衛手段もあわせて行っていただくことも必要と考えます。

いずれにいたしましても、エゾシカやカラスなどの被害対策を講ずることは、基幹産業である酪農業の振興にとっては重要な要素でありますので、今後とも関係団体などと綿密な連携をとって対応していかねばなりませんので、ご理解願いたいと存じます。

次に、公民館等についてのうち、尾幌地区農業研修センターの改修・修繕の取り組みについてご説明申し上げます。太田公民館につきましては、所管いたしております教育長が答弁いたします。

尾幌地区農業研修センターは、昭和51年11月に鉄骨造平家建て、551平方メートルの面積で建設し、今年で31年目を迎えております。これまでに、地域農業者への技術研修、営農会議、農協女性部の諸活動のほか、地域住民の集会や各種の学習活動及び行事に活用されてきております。

この間、平成4年には外壁修理・集合煙突解体工事、平成6年に外壁パネル補修工事、平成12年にホール・玄関補修工事、平成13年に大研修室・研修室の窓枠改修工事、平成16年に大研修室の天井・床・土台の一部修繕工事を行ってきておりますが、降雨時の気象条件によって、西側の天井と壁から雨漏りをする状況にあります。そこで、補修工事の見積もり金額は多額となることと雨漏りを完全にとめる確約がとれないことから、同地区の類似施設に機能移転することを視野に入れた検討を進めているところであります。

2つ目の使用時間が夜の10時までとなっているが、もう少し延長にならないのかとのご質問であります。現在の使用時間は、厚岸町農業研修センター条例施行規則第2条に、午前9時から午後10時までと規定されておりますが、町長が必要と認めたときは使用時間を変更することができることとしています。

尾幌地区農業研修センターの使用時間は、この3年間の平均では年間412件、人数は5,230人となっておりますが、午後10時までの利用において、会合や行事等に支障がある場合には時間の変更も可能でありますので、できるだけ対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 次に、私からは、太田地区公民館の改修・修繕の取り組みについてご説明申し上げます。

太田地区公民館は、昭和49年12月に鉄骨造平家建て、614平方メートルの面積で建設し、今年で33年目を迎えておりますが、これまでに地域住民の会合や各種の学習活動及び行事に活用されてきております。

この間、平成3年に講堂の増築と耐火構造化工事を、平成5年に屋根のふきかえ工事

を、平成10年に雨漏り修繕工事を、平成14年に講堂の床修繕と雨漏りによる天井の復旧工事をそれぞれ行ってきておりますが、今後におきましても、施設の傷み状況を勘案しながら、修理・修繕を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の使用時間が夜の10時までとなっているがもう少し延長にならないかとのご質問であります。現在の使用時間は、厚岸町公民館条例施行規則第4条に午前9時から午後10時までと規定されておりますが、教育委員会が必要と認めたときは使用時間を変更することもできることになっております。

公民館の使用状況は、この3年間の平均では年間202件、人数では4,600人となっておりますが、午後10時以降の利用についての実績がなく、地域住民の会合や行事等に支障が出ていない状況であることから、基本的にはこれまで同様に10時までの使用時間と考えますが、要望等がある場合は時間の変更も可能ですので、できるだけ対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ご丁寧な答弁、どうもありがとうございます。

まず、第1点目の実習生の講習の受け入れ状況についてでございますけれども、太田農協とともに、農業委員会とか厚岸町農業後継者対策協議会というものを立ち上げておりますので、そちらの方で連携してやっているというのはわかったんですけれども、春先の募集はまあまあいいんですけれども、これから冬に向かって、向こうから来てくれるという方が、やはり、気候的にも寒いからかどうかわかりませんが、人数が減ると。平成12年の年末に完成した建物なんですけれども、年平均大体10名か11名来られているんですけれども、春先に集中して、冬季間を越えるのは二、三人程度ということになっております。ということは、希望している農家の大体平均にすると7割程度しか募集人員が来ないということになっているので、労働力不足と、最近、先日新聞にも載りました花嫁対策の一環でもございますので、町としての対応をもう少し強化して、広く募集していただきたいというのがお願いでございます。

続いて、カキ・牛乳の消費拡大策のことなんですけれども、先ほど石澤議員の一般質問のときにも町長答弁ございましたとおり、牛乳に関してですけれども、今は非常に輸入が、オーストラリア・ニュージーランドの大干ばつによりまして生産が低迷しており、日本に入ってきておらない状態です。それで、危惧されておりました脱脂粉乳、バター等の在庫も、脱脂粉乳におきましては適正在庫まで回復している。バターにおきましては、これからクリスマスに向けて需要期でもございます。それで、今のところまだ大丈夫なんだろうけれども、原料不足に陥る可能性も出てくるのか。

これからの生乳は、まず、生クリームとバター向けで加工処理していきますので、そちらの方、加工はいいんですけれども、依然、やはり我々生産者の立場からいいますと、飲用が伸びてくれないと手取り乳価は高くなる。プール計算でいきますので、飲用に比率が幾ら、加工用幾らで、プールで1キロ幾らの乳代ですよという生産の仕方ですので、飲用でいいますと、今年4月、7月の統計で見ますと3.2%前年に対し減になって

おります。通年大体3%ぐらいの減で、ずっとここ、やはり少子化・高齢化社会の影響かなと思われるんですけども、大体平均値ですと97%前後で消費推移しているということで、何とか前年対比100に持っていけるような方策はないのかなと思っている次第でございます。

先ほど言いましたバターとか脱脂粉乳の加工も、これからはクリスマスケーキで需要が伸びるんでいいですよとなるんですけども、年を明けますと、今度また在庫が余ることになりまして、3月末、春先になると学校も休みなので、学校給食向け用の生乳がまず生産になりませんので、そこで、一昨年ですか、処理不能牛乳が出て、1,000トンホクレンが廃棄しましたという情報は記憶に新しいと思うんですけども、そういう状況に陥るかもしれない。

それで、毎年生産者がバター消費拡大運動の一環として、比率が何%かわかりませんが、自分の出荷乳量のトン数に応じてバターを買うというのが、バターの消費対策で今までずっと来ております。今年の年内はないにしろ、年を明けるとまた発生するのではないかという問題も危惧されておりますので、町としましても、やはり飲用を、まず皆さんにたくさん牛乳を飲んでもらうようなPR。

カキも、ノロウイルスの風評被害で非常に売り上げ低迷している中、イベントが、春の桜牡蠣まつりと、今月末から牡蠣まつりが盛大に開催されますけれども、それに向けての対応策と一緒に、漁協・農協と連携して何かいい手だてを見つけてくれないかなというのが1つ。

あと、エゾシカ・カラスの問題ですけども、エゾシカは解禁になりますので何とかわかるんですけども、カラスなんですよ、問題は。一向に、うちらの方にもハンターはまず来ませんし、狩猟法か法律の絡みで、住宅から何メートルとか、電線があってはだめとか、いろいろ法律で規制されているので、なかなか撃てる場所がないのではないかなと思うんですけども、詳しくわかれば、こういうところでしか撃てないからこうなんですというのを教えていただきたいと思います。

あと、公民館等については、尾幌の研修センター、太田地区公民館、前々から何回も改修工事をされているのがわかったんですけども、やはり、古い建物ですので、何年前に直したからいいやではなくて、だんだん古くなってくるとどうしてもあちこち傷み出すので、目配りをしていただいて、みんなが使える建物は農村ではそういうところしかないので、保守管理をしていただきたい。

時間延長につきましては、申し出すれば延長可能だということなんで、これはわかりました。

以上、2回目の質問、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 1点目の実習生の関係でありますけれども、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、今後、受入協議会などを通じまして、町へ具体的な支援要請、そういったものがあつた場合につきましては、農業後継者対策協議会等ございませうけれども、その都度検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、牛乳の消費拡大の関係でございます。牛乳につきましては、ご存じのとおり、ジュース、あるいはお茶、そういったものとは違って食品であるというふうな考え方で、食品として生活の中でどう位置づけていくかということと考えています。前に、いろいろホクレンでキャンペーンとか系統でやっていましたが、「食卓に牛乳欠かさぬ北海道」、そういったキャンペーンがありました。そういったことで、食卓に飲む牛乳、それから、料理として牛乳をどう使っていくか、そういった取り組みが大事かというふうに思っています。

以前から、牛乳が余ると消費拡大ということではいろいろやってきたんですけれども、食品として食卓にどう牛乳を位置づけていくか、生活習慣の中に牛乳をいかに定着をさせるかということが、消費拡大の方につながっていくというふうに思っています。過去に、国民があとコップ1杯牛乳を飲んでくれたら、今飲んでいる牛乳にあとコップ1杯加えてくれたら酪農問題は解決するというふうに言われていますけれども、そのぐらい、牛乳をどう飲んでいただくかということは、かねてからの課題でありましたけれども、食卓に、生活習慣の中に定着をさせるべきではないかというふうに考えてございます。

それから、カキの関係でありますけれども、先日、札幌での特産展がございまして、厚岸からも参加をいたしまして、厚岸の焼ガキコーナーが非常ににぎわったということも聞いてございます。基幹産業のカキ、それから牛乳の消費拡大について、今後関係機関とも連携をとりながら、町としても協力していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、カラスの駆除についてお答えを申し上げます。

カラスの駆除につきましては、1回目の町長の答弁からもあったとおり、太田農協が申請者、いわゆる実施の主体となって行っていただいております。今年度につきましては、4名のハンターをお願いしているようでございます。その4名の方も、山間部の出身の方ということで、地域の実情をよく知っていらっしゃる方に特にお願いしている状況にあります。

ただし、カラスは非常に利口なと申しますか、学習能力のある鳥でして、一度危険な目に遭うと、そのハンターの姿を見ただけで逃げて行ってしまうという状況にある。それと、猟では散弾を使うわけでございますが、一度バンと大きな音が出ると、遠くにいるカラスまで逃げて行ってしまうという状況にあって、ハンターの方々も駆除については非常に苦労されているということもお聞きしているところでございます。

ご質問者のご自宅といいますか、経営されている場所についても、そういったカラスが頻繁に被害をもたらしている状況があるということであれば、太田農協さんを通じて、我々も申し上げますが、ハンターさんに出向いて行って、駆除できる可能域でございます。ただし、道路に向かって撃つだとか、それから、近くに住んでいる方に事前に通知して予防措置をとっていただく、そういったことは当然の行為として行わなければなりません。

いずれにいたしましても、シカもそうではありますが、シカ、カラスの駆除ということは、今後後退することのないよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 太田地区公民館についてご説明申し上げたいと存じます。

先ほど教育長からの答弁にもありましたが、太田地区公民館は築後33年目でありまして、これまで4回にわたりまして改修や修繕を行ってきたところでございます。現状としましては、講堂について、雨漏りによると思われるしみが数カ所点在しております。部分的には、天井の蛍光灯の周りですとか、その他天井の三、四カ所でしみがついている状態です。さらに、物置なんですけど、現在使用してはいませんが、その部分の壁紙が少しはがれかけているのかなという状況になっております。

施設的には全体的に古くなっておりますが、講堂以外の部分には、今のところ雨漏りもありませんし、非常に皆さんにご不便をおかけしているという状態にはないと考えております。ただ、講堂につきましては、やはり、雨漏りの跡が気になりますし、その原因を特定しまして、早急に対応していきたいというふうに認識しているところでございます。雨漏りの特定に関しては、なかなか難しいところもありますが、今後数回にわたってその部分を見つけながら、その段階でわからない場合には、専門の方々にも依頼することなども視野に入れながら考えていきたいと思っております。

今の段階では、使用者に対してのご不便をおかけしていないという状況もありますので、大がかりな改修はできないまでも、その状況状況に合いながら、逐次補修・改修をしていきたいというふうに考えております。

それから、使用時間の問題なんですけれども、基本的には、先ほど教育長からも言われましたように、定例的な会合ですとかそういう部分については、できるだけ10時までというふうには考えておりますが、規則の中で変更等も可能でございますので、申請者の方や地域の方々等の意見を聞きながら、事情を勘案した中で、できるだけ要望に沿えるような形で取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 2回目の質問に対しても、前向きな全件の答弁をどうもありがとうございます。

最後のお願いで、今、実習生の募集についても、カキ、牛乳の消費拡大策についても、やはり、地元農協・漁協と連携をとりながら、実習生の募集についてはネットで、今は情報化社会ですので、どんな機会でも、厚岸町のホームページでも、釧路太田農協のページでもどこでも見れるように、連携をとって取り組みをしていただきたい。カキ、牛乳、これ余ったときにしか言わないと言われればそれまでかもしれませんが、いつの時代も、やはり、皆さんに飲んでもらう、食べてもらう、これが消費拡大に根強く、

前向きにやっていただきたい。パンフレットでも、の牡蠣まつりのポスターのときでも、消費拡大のPRも兼ねながら一生懸命やっていただきたい、このように思います。

エゾシカ、カラスの問題についてですけれども、なかなかカラスの駆除といっても、ハンターも、先ほど答弁にもありましたとおり、一発撃てば逃げてなかなか帰って来ない。我々も、農業者として、ネットを張ったり、いろいろな防除をしているのですけれども、今年新たに、春先デントコーンもまいて、芽が出たところを全部引き抜かれてまき直したという若松地区での事例もございます。

すごい被害額で、この被害はどうしたのかちょっとわかりませんが、何件もこれからそういうのが出てくると、変に薬剤も使えませんし、こんなことを言うてはまずいんですけれども、やはり猟銃でしか駆除できない状況なのかな、それには、やはりいろいろな町の対応、農協もそうですし、ハンターでしか撃てませんので、かごとか設置してもなかなか入ってくれない賢い鳥ですから、本当に苦慮されると思いますけれども、めげずに前向きにやっていただきたい、そのように思います。

あと公民館についてですけれども、話で、何か尾幌の研修センターは廃止の方向に向かっていると聞いたんですけれども、あそこはふれあい館が新しい建物があるので、代替施設として利用できるのかと思うんですけれども、使用停止は地元がオーケーするといいいのかなと思うんですけれども、そのまま廃屋にすると、またこれは危険な建物になってしまって、窓ガラスが破れたりして、子供が入って何かしてけがをしたとか大変です。廃止にしたときの後の処理を、ちゃんと更地に戻すとか、いろいろ考えて、事故、けがのないよう、そしてまた、その土地が有効利用されるような、そんな場所にしていきたいと思うわけでありませう。

使用時間は、申請者との連携で、今日遅くなるというなら、申請すれば何とか多少認めてくれるということなので、どうかそういうふうに皆さんに、町報でもいいですし、こういうので時間延長できますというのを周知していただけたらありがたい。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、消費拡大の問題ですが、基幹産業、酪農であり漁業であります。それに当たってのダブルミルクの消費拡大、重要な課題でございます。しかも、生産者同士がそのような行事なり、またはプログラムを組んで消費拡大をしているということは、大体的にはつい最近の話であります。町長といたしましても大変うれしく思っておるわけでありませう。必ずや、これが消費拡大につながって成功するように祈っておるところでもございます。

そういう意味において、厚岸町といたしましても、これらの行事等においても積極的に支援を申し上げますと同時に、また、安全・安心の生産物を出すということも大事なことでありますので、この点につきましても、行政としてはしっかりとやってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

さらにはまた、カラスの問題については、後ほど担当から答弁をさせますが、以前、海におけるカモメの問題も質問を受けております。同様のことかと思うわけですが、駆除するに当たっての大変なご苦労があるわけですが、カラスについての答弁は担当からさせます。

また、尾幌地区農業研修センターの件でございます。これは、先ほど類似施設という答弁をいたしました。ご質問がございましたとおり酪農ふれあい館というものがございます。私といたしましては、地域住民の要望をいろいろとお聞きし、対応をいたしておるつもりでおります。しかし、尾幌地区農業研修センターの雨漏りを直すということになりますと膨大な費用がかかります。何千万円という費用が見積もられているわけがあります。しかし、ふれあい館があるわけでありますので、できればふれあい館の方で利用できるものであればという考えのもとで、今、るる地域住民、利用者、使用者とお話をさせていただいておるところであります。

しかしながら、研修センターで利用できたものが、ふれあい館ではできないものもございます。そういうこともありますので、鋭意、改修も兼ねて、地元としてどういうことがいいのか、今、話中であります。しかし、地元としては、先ほど大野議員からお話がございましたとおり、そういう方向でお願いをしたいという現段階にあるわけでありますので、さらに地元の意向をとりながらこの問題については解決をしてまいりたい、このように考えております。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、カラスの対策についてお答え申し上げます。

ご質問者から、若松地区のデントコーンをまいた後に種の食害があったというお話が出ました。私も、その件については今聞いたばかりで、産業振興課の情報をいただいたばかりですが、デントコーンを植えた後に、マルチフィルムというものを普通はかぶせる。その地区もかぶせてあったようですが、強風によってたまたまはがれてしまった後に食害に遭ってしまったというのが実態だということでお聞きしたところでございます。

いずれにいたしましても、有害鳥獣の対策につきましては、被害をもたらす鳥獣の頭数を減らすという直接的な対策、それから、被害を受けないように自衛するということもあわせて行う必要があるのかというふうにも考えてございます。

この件につきましては、山間部の自治会要望としても例年いただいております。例年どおり今後も駆除を続けていただきたいという内容で、要望を受けてございます。それから、情報として、地元の猟友会の支部長さんが、実は9月に新しく就任された方が太田地区の酪農出身の方ということで、今後は、より地元猟友会の協力を受ける中で、地域の実情に精通したトップの方でございまして、この被害鳥獣の対策協議会の中での連携も、今後より密にできるのではないかとこのように考えております。いずれにいたしましても、太田農協さんを初め、関係団体との連携のもとで今後とも積極的に被害対策を講じてまいりたいというふうにも考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（佐田課長） ただいま大野議員さんから、使用時間につきましての周知について広報等に行ったらどうかというご提言がありましたが、今後、他の施設等もありますので、どのような方法で周知ができるかというものを考えながら、検討してまいりたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） 以上で大野議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3件について質問をいたします。

まず初めに、地方財政健全化法が成立をいたしました。財政健全化を判断するための財政指標に関して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つが規定されております。指標の公表に係る規定の施行が、交付後1年以内に、また、計画策定義務等に係る規定が2009年度から施行されることになっております。自治体本来の収支を問題としていた従来の方法は改め、水道や病院など公営企業を含む全会計をチェックするのが特徴となっております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率の4比率を健全化判断比率と定め、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとして、これらの数値が一定の水準を超えた場合、財政健全化団体となり、早期是正を督され、それでも財政状況が悪化した場合には、災害復旧などを除いて地方債の発行が制限される財政再生団体へ移行する2段階の仕組みになっており、2008年度決算から適用されることとなりますが、その影響はどのようになるのかお伺いをいたします。

次に、町発注工事の入札制度の改革についてお伺いいたします。

1つは、町財政が大変厳しい中、公共事業の高率な落札に対し、どうしてこのようになるのか疑問の声がたびたび聞かれますが、厚岸町の公共事業の入札状況は今どのようなになっているかお伺いをいたします。

さらに、公共事業における地域の経済、雇用などの波及効果がどのようにあらわれているのか、どのような消費効果があるのか、公共事業における地元商店などからの資材等の購入がどの程度行われているか明らかにしていただきたいと思っております。

次に、指名競争入札と一般競争入札の比重を変えていく考えがあるか、さらには、入札制度の改善にどのように取り組んでいくかお伺いをいたします。現在、厚岸町の公共事業の大半は指名競争入札となっておりますが、指名競争入札により高落札が続いているのではないかという声があります。厚岸町として入札方法の改善とその進める上での問題点は何か、一般競争入札に今後比重を変えていく考えがあるかどうかお伺いをいたします。

最後に、在沖縄米海兵隊の矢臼別演習場での移転訓練についてお伺いをいたします。

今回の訓練の規模と内容、これについて明らかにしていただきたいと思います。

今回、他の演習場での訓練が相次いで中止になっておりますが、矢臼別演習場だけは実施されるのはどうしてなのかという疑問があります。今回の訓練に当たり、情報が入らない、事後報告になっている、こういう状態が続いております。地域住民に対する的確な情報を周知する上で、これは非常に大変なことではないかと思っております。地域の皆さんの安全を確保する上からも、情報の的確な周知をできるよう町としてどのように取り組んでいるかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の財政健全化法が成立し、指標の公表にかかわる規定の施行が公布後1年以内に、また計画策定義務等にかかわる規定が2009年度から施行されることとなったが、その影響はどのようになるのかとのご質問であります。本年6月15日に可決成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の普通会計のみならず、特別会計、企業会計、第三セクター等をそれぞれ連結させた新たな財政指標により、地方公共団体の財政状況を透明化させ、その比率に応じて地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業等の経営の健全化を図るものとされております。

この法律に基づく新たな財政指標としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標とされており、このうち、実質赤字比率と実質公債費比率につきましては、既にその算出方法が明確になっておりますが、残る連結実質赤字比率と将来負担比率は、現在なお総務省において検討されているところであり、年内までに制定されることとなっております。

また、この指標に基づく財政健全化等に対する内容といたしましては、毎年度、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務づけられており、この指標の比率が早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経た財政健全化計画を策定することとなり、一方で、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画の策定が義務づけられることとなります。

いずれにいたしましても、指標の算出方法や財政健全化等の判断基準が明確になっていない状況ではありますが、当町における現在の状況から考えますと、国民健康保険特別会計及び病院事業会計において累積赤字が生じておりますので、この2会計の早期財政健全化を図ることが必要であると認識いたしております。

今日の財政を取り巻く環境は年々厳しさを増す状況にあり、好転する兆しが見えてこない状況ではありますが、その中においても、この法律の趣旨にかんがみ、すべての会計における収支均衡と累積赤字の早期解消のための具体的な方向性を示す新たな財政運営基本方針を策定し、財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、町発注事業の入札制度の改革についての質問にお答えいたします。

1点目の公共事業の入札状況であります。過去5年間の厚岸町が発注した公共工事

の件数と金額、平均・最低・最高落札率を資料で示させていただいておりますが、ご参照願いたいと存じます。

2点目の公共事業での地産地消の効果であります。公共工事に伴う地元への経済波及効果を含め、算出することは困難でありますので、平成18年度に町が発注した工事の実績により、地元業者等受注額、一定条件のもとに算出した地元資材調達額と労務者の地元雇用額を述べさせていただきます。

まず、地元業者等受注額であります。町が発注した公共工事総額30億914万4,500万円のうち地元業者及び町内に事務所を有する業者の受注額は19億974万8,000円、総額の63.5%となっております。次に、地元資材調達額と労務者の地元雇用額であります。工事1件ごとに算出するのは膨大な作業となりますので、工事種類が標準的な土木、建築、下水道、水道工事を抽出し、資材と雇用割合を算出いたしまして、年間の工事発注合計からその割合を用いて算出いたしますと、平成18年度における公共工事資材調達総額10億6,430万8,000円に対し、地元資材調達額は5億3,885万6,000円、50.6%、労務者雇用総額8億2,927万1,000円に対し、地元労務者雇用総額は5億2,164万2,000円、62.9%となっております。

このほか、地元受注業者の人件費等の経費や、町外の業者においても、長期滞在に伴う宿泊施設の利用や飲食に係る費用等、さまざまな経費が地元で消費されており、町に及ぼす経済波及効果は相当なものと推測されます。

3点目の指名競争入札と一般競争入札の比重を変えていく考えはあるのか。また、入札制度の改善とそれを進める上での問題点は何かとの質問であります。地方公共団体の契約は地方自治法第234条で規定されており、原則一般競争入札によることとされておりますが、一般競争入札は広く参加者を求めて行うことから、信頼性のある地元企業等への受注の確保が阻害され、逆に不良不適格業者が参加するおそれがあることから、公共工事の多くが指名競争入札を採用しており、本町においても同様であります。

しかし、昨年現職知事が逮捕につながる談合事件が全国で相次ぎ、総務省では一般競争入札の導入の方針を打ち出し、全国の自治体に通知されており、都道府県、政令指定都市等においては段階的に一般競争入札の導入を図っているところではありますが、一般競争入札の導入は、さきに述べましたとおり地元業者の受注が大幅に減少すると考えられ、地元からの資材調達や雇用の確保が生まれず、町の経済に大きな影響を与え、深刻な問題であります。また、施工能力の劣る業者の排除が困難であり、契約内容の適正な履行確保が難しくなることや、実務的な問題として、入札執行までに時間を要し事務作業量も増大するため、これに対応する人員の増強や設備投資が必要となってまいります。より公平な契約の締結という観点から、一般競争入札の導入への理解は示しつつも、まずこうした問題を解決していく必要があります。既に一般競争入札を実施している自治体からの情報を得ながら、検討しているところでもあります。

また、入札制度の改善であります。本町においては、これまでに予定価格の事前公表や入札参加者の事後公表、指名停止措置強化等の改善を行い、現在、閲覧制度の廃止を試行的に実施しているところでもあります。現在行っております改善の検討といたしましては、一般競争入札の導入はもとより、他の入札方式として、公募型指名競争入札の導入、談合対策として電子入札の導入、不良不適格業者の排除と工事の品質確保の観点

から総合評価方式の導入の検討を行っているものの、一般競争入札は、さきに述べた問題、公募方指名競争入札では事務量の増大に伴う人員の増強、電子入札の導入に当たっては設備投資と中小企業の対応、総合評価方式の導入は、評価方法の公平性や事務量の増大に伴う人員の増強が必要となるところであります。

入札制度の改善は、入札における透明性の確保や公正な競争促進、さらに地元業者の育成を含め改善していかなければならないものであり、できるものから改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、在沖縄米海兵隊の移転訓練についてお答えをいたします。

まず、今回の訓練規模と内容についてお尋ねであります。矢臼別演習場において本年実施される訓練につきましては、8月3日に公表され、9月18日から10月1日の14日間を射撃訓練期間として、このうち10日間の射撃日数となっております。このたびの訓練部隊の規模は、1個砲兵中隊約220名、155ミリ榴弾砲4門、車両約50両であり、機関銃などの小火器の射撃訓練も行われることになっています。

なお、矢臼別演習場への訓練部隊への移動は、去る9月8日から9月12日にかけて終了しており、訓練終了による部隊の撤収は10月上旬の予定となっております。

次に、今回、他の演習場での訓練が中止になっているのに矢臼別演習場が実施されるのはなぜかとお尋ねにお答えいたします。

本年2月27日に公表された本年度における在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練の本土分散・実施計画の予定では、北富士演習場、矢臼別演習場、王城寺原演習場及び東富士演習場の4カ所とされていましたが、その後、6月予定であった北富士演習場での訓練が中止となり、11月予定の王城寺原演習場での訓練も中止になると聞いています。

この理由につきましては、米海兵隊の運用上の都合によるものと説明を受けております。なお、本年度における矢臼別演習場での訓練は、8月の具体的訓練計画の公表前には、大隊規模の訓練が見込まれるとの情報を得ておりましたが、同様の理由により、中隊規模の訓練に変わっている状況であります。

次に、今回の訓練に当たり、情報が入らない、事後報告になったりしているが、住民に的確な情報を周知できないのではないかとのお尋ねですが、平成17年度の矢臼別演習場における訓練時までは、米海兵隊の演習場への到達日とその隊員数の事前公表がされ、また、部隊の移動時には、直近の移動スケジュールの連絡もされておりました。しかしながら、その後、安全確保上から部隊の移動情報は公表できないとする米海兵隊の意向により、この情報は事前に流されていない状況となっております。今回の訓練においても、情報の事前通知は、この答弁の冒頭に述べた8月3日の訓練公表の内容のみとなっております。事後情報として当日の移動状況の結果が連絡されている状況であります。

私は、米海兵隊による訓練実施に対する住民の不安解消のためには、できるだけ情報を提供できることが必要と思っておりますし、訓練にかかわる情報の事前公表に関しては、9月6日に道副知事及び関係4町長による北海道防衛局への要請時においても申し入れておりますし、9月14日に米海兵隊の指揮官が表敬訪問で訪庁された際にも、このことを申し入れております。

このときの回答は、米軍の規制によりセキュリティーの関係で部隊の移動情報は出せないというものでありましたが、さらに今後におきましても、住民の不安や懸念を解消

するために必要な情報の提供を関係町と連携して求めていく考えであります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長から説明をいただいたんですが、地方財政が非常に大変な状況になっており、夕張市の財政破綻、こういうものを教訓にして、事前にきちんとした対応をとっていくことが必要ではないかというようなことで、今回このような法律が成立したということでありまして。今回まだまだ具体的になっていない部分もありますけれども、結果的には、町長が最後に述べておられますけれども、厚岸町の財政の状況からすると、当然、国民健康保険、あるいは町立病院の財政等を考えると、その対象になってしまうということをおっしゃいました。

そうすると、結果的には、財政の健全化を図るということだけが先々走ってしまうと、今度はその対応をどうするかということになると、住民サービスと住民負担、これを一気に加速することに、ある意味ではなってしまうことにならないのかどうなのか、この辺では非常に多くの方々が、不安、懸念をされる内容ではないのか。財政状況がきちんと明らかになるという一方で、健全化措置、あるいは再生措置を講じていくということになると、当然国の一定の関与が続いてくるということになるとおっしゃいますが、これらについては、やはり、町独自できちんとした対応がなされていかなければ困るのではないのかというふうに思うんですが、その辺についてはどのように考えているのかというふうに、もう一度伺いをいたします。今、地方分権ということが盛んに言われている中で、逆に足かせをはめることにならないかどうか、もう一度伺いをいたします。

それから、今度は、この健全化法によって、その一定の報告に対し、監査委員、あるいは監査委員会がきちんと監査をした上で議会に報告し、議会もそれを承認し、住民に公表するという段階になっていくんですけれども、今度は、もしやられていくということになると、監査委員の機能というか、これは現在のままでいいのかどうなのかということになってこないのか、その辺はどのように考えているのか。

今回、さきの国会で増田総務大臣は、この問題についても、やはり一定の方向を今後考えていかなければならないというような答弁もされているようであります。そうすると、監査制度に問題を持ったまま新しい制度に移行するという事になったのではまずいのではないのかというふうに思いますけれども、それらについてももう一度説明をしていただきたいし、今後この制度についての問題点があるのかないのか、もう決まってしまったからしょうがないではなくて、やはり、実際に運用される段階までには問題点を明らかに、実際の現場から問題点を明らかにしていく必要があるのではないかと。

それと、厚岸町のように、どうしても持たなければならない町立病院、こういうものを持っているばかりに赤字になってしまうという現実もあるわけです。そのあたりも、やはり、ない町とある町ではすごい違いがあると思うんです。ですから、それらについてやはりきちんとしていかなければ、ただ一方的に4つの基準を当てはめて、厚岸町はこうですよと言われるようになったのでは困るのではないかと。そして、そのとばかりを受けて、今度は住民負担、あるいは住民サービスを切り捨てるということが続い

ていくようになったのでは、さっきの後期高齢者以上に悲惨な状況になってしまうのではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

2番目の入札制度についてであります。

この問題は、言ってみれば、去年は談合3兄弟なんていわれて、あちこちの知事が逮捕されるというようなことになって、それによって、かえって今度は人気の出た知事さんもいるようでありますけれども、そういうことで逆手にとるよりも、やはり、きちんとした対応をとっていかないと、後々厚岸町もあのときこうやっておけばよかったのになということにならないように、町は常に一定の改善をしながら物事を進めているというふうに理解をしております。

それで、この入札制度というのも、私も勉強不足で、このごろようやくわかったんですけれども、明治30何年につくられた法律で、この間、戦後レジームから脱却しなければならぬとかと盛んに言っていた総理大臣がいたんですけれども、どこかに今入院されているそうですけれども、入札制度は明治30何年につくられた制度ですから、やはり、悪いというふうには言い切れない面もあるのではないのかというふうに思うんです。制度が明治時代につくられたから、何だかレジームになってしまうということではないというふうに思うんです。その中で、どう改善をしていくのかということが、やはり非常に大事なことでないのかと。

それで、今回この資料を見せていただいたんですけれども、平成14年から18年度までのそれぞれの年度ごとの総金額、落札の総件数と落札率について平均、最低、最高が示されておりまして。それで、平成14年度を除くと、平均で大体95%の上下かなというふうに見えます。ただ、若干気になるのは、98%から99%、平成18年度も99.80%なんていうのが、針の穴を通すよりすごい落札が厚岸町でもあるんだなと思うんです。

今、町長がご説明になりましたけれども、指名競争入札、あるいは一般競争入札のいい面、悪い面、特にこういう厚岸町のような町の場合、公共事業に頼る、そういう産業構造にもある意味なっておりますから、そうすると、一概に今の方法をすべて変えるということは、なかなか困難なことではないのかというふうに思います。しかし、そうだからといって、そこに安住していたのでは、やはりだめではないのかなというふうに思います。

町長が今回公共事業の改善の方向みたいなものをさまざまなおっしゃいましたけれども、結果的には、一番最後になって、できるものからやっていかなければならないというふうにおっしゃっておりますけれども、やるのは今後何から手をつけるのかということが、やはり大事だと思うんです。どちらの公共事業、あるいは町の発注する物品の入札、そういうものも含めて、ついこの間の議会でごみ処理場の破碎機の入札があったと思いますけれども、ああいうものも含めて、やはり、入札については全体的に検討して、町内業者が占める割合、あるいは町外の業者も入れてやらなければならないもの、あるいは町外の業者だけでやらなければならないもの、そういうものも含めて、どういう入札の方法がいいのか、やはりもう少し検討されていかないと、この制度自体、これ自体はいつまでたってもいい方向には向かってこないのではないのかなと。いい方向に向かってこないというより、改善の方向には向かってこないのではないのかというふうに思うんです。

結果的には、その内にそういう該当がないことから、随意契約まで行ってしまうということになると、やはりまずいのではないのか。やはり、町民の大切な税金を使って町が事業を行う、そういうときに町民が見て納得のする入札・契約が行われていくということが大事ではないのかなど。ある県なんかでは、入札制度を改善した途端に5%も落札率が下がったという例が聞かれております。そうすると、厚岸町で5%ですから、去年だったら大体30億円以上やっていますから、1億5,000万円そこで浮くことになるんです。そうすると、非常に大きな町民の大事な財源浮かすことになるし、住民サービスや、あるいは、新たな事業を展開することも可能になってくるということをやはり考えていただきたいと思いますけれども、どうなのかもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、海兵隊の問題ですけれども、

今回の海兵隊の訓練、今、町長の答弁の中にもありましたけれども、米軍の安全確保ですよね。日本国民の安全確保はなくて、米軍の安全確保の上から部隊の移動情報は公表できないということなんですけれども、矢臼別にいつからいつまでは来るけれども、軍隊がどういうふう動くのかは公表できないと。ここは我が日本国です。その町に来る軍隊が、わからないうちに来て、後から入っていましたと。そして、いついつ訓練をやって帰りますと。帰るときも、そのうちに帰りますと。帰ってから、いや実は根室港から荷物を積んで中標津から飛行機に乗って帰りましたというような状況では、やはり困るのではないのかというふうに思うんです。

やはり、安全・安心、地域の住民に対してきちんとした情報が行政の側からきちんと伝わってこない。こういうことに対しては非常に不安を覚えますし、私は怒りも覚えます。幾ら海兵隊のいろいろな都合によって言われますけれども、どこかの副町長さんがテロ対策のためには仕方がないのではないかというふうにおっしゃっておられましたけれども、今回ブリーフィングがありまして、私も参加をいたしました。そこで、パラットという少佐が説明をされておりました。司令官であります。この人達の方というのはすごいんですよね。そのあいさつの中で言うておりましたけれども、ここに来る前にはオーストラリアで訓練をしたと。海兵隊ですから、世界をまたにして移動して歩いているんです。そして、きっとこの人たちは、今度はイランかアフガンに行くということになるんだと思うんです。

そして、その中で盛んに少佐が言うておりましたけれども、皆さん安心して下さいというようなこと言うております。我が隊員は、すばらしい個人で、紳士であります。すばらしい個人で紳士が、こそこそ、いつ来たかも言えないで、いつどういうことをやるかも言わないで、そういうのがすばらしい個人だったり紳士だってどうやって判断します。私は、この言葉を見ただけで愕然としました。英語でちゃんとくれたんですけれども、英語はできませんけれども、ちゃんと日本語訳がついていて、このとおりに通訳の方がお話されておりましたけれども、今回矢臼別にいる間に日米関係強化に貢献したいというふうに言うているんです。

ところが、そう言うていながら、公開訓練をやるから来てくださいと言っていますけれども、公開訓練は今日やっているんです。こういう地域の実情をきちんと押さえないで、そして、地域の実情がわかっていない、あるいは地域の声が聞こえない、そういう人たちに、あれもだめだ、これもだめだということで、情報がすっかり出さないで訓練

が行われる。こういうことを容認することが、やはり、今回海兵隊を受け入れるに当たっての受け入れ条件からは、はるかにかけ離れたものになっているのではないかと思えます。

そういう点では、最後に町長がおっしゃっておられましたけれども、町長も海兵隊の司令官が表敬訪問された際に申し入れをしているということでもありますけれども、これについては、やはり、強力に申し入れをしていくことがどうしても大事ではないのかなというふうに思うんですが、もう一度お答えをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、矢臼別演習場に対しての事後報告についてお答えをいたしたいと思えます。

平成17年以来、去年は、矢臼別は中止をいたしております。その中止の際の北富士演習場の訓練から、移動による情報は事後報告ということになっておるわけであります。先ほどの第1回目の答弁でいたしましたけれども、情報の事前通知というのは極めて重要なことでもあります。そういう意味で、連絡会議におきましても、住民の不安や懸念を解消するためには、訓練に伴うような情報をできるだけ早く周知する必要があり、訓練の規模、時間など、住民生活に関する詳細な訓練情報等を早期に通知することと強く要請をいたしておるところでございます。

さらにはまた、先般9月13日にパラゾン少佐が表敬訪問に来たときにも、私からも口頭で強く申し入れをいたしたわけでもあります。その中でも、セキュリティーという、何度も、安全という意味から、この問題について明快な回答がなかったわけではありますが、私は再三再四にわたって、この報告については、住民の安全、そしてまた、情報があるからこそ安心して見守ることができるんだという点についても強く伝えたところでもありますので、第1回目の演習においては、夜間訓練もしなかったというお話も承っておりますが、この夜間訓練についても、私は強く要請をした経緯等もありますので、さらにはまた、規律の維持等々も強く訴えたところでもあります。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、健全化法について5点ほどの質問、時間の関係もありますのでちょっとはしよりますが、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の住民サービスの低下、負担の増ということでございますが、余りにも新法を意識して、まだ実際に比率等が決まっていないうちにおいて、過剰な対応、施策をとってはならないと、このように考えております。いずれにしましても、これは一定程度の総務省の政省令ができた段階で検討していくべきことではないかと、このように考えております。

それから、町独自の対応をどうするのかということでございますが、これは5点目の質問とダブるかと思えますが、いずれにしましても、この町独自の対応につきましては、5点目の方で答弁させていただきたいと思えます。

それから、地方分権につきまして、足かせになるのではないかとということでございますが、夕張市の例からして、地方分権、地方分権と言いながら、自治体がある意味やりたい放題やってきたことが夕張市の例だと、それが、結局市民に対して負担を強いるということになったことを一定限度、限界、それらを逃すと、この新法にはそういう意図があるのではないかと、このように理解してございます。

それから、監査の件でございます。これは、健全化判断比率と、それから再生判断比率が違います。再生判断比率につきましては、4つのうち3つのうち1つが該当した場合には監査の意見を受けて、議会の議決を経て報告すると。それから、健全化比率の場合には、4つのうち1つが基準を超えた場合に、これは外部監査契約によって判断を仰ぎ、計画を立て議決を経て総務大臣に報告することとなっております。したがって、財政健全化計画の方が現行法上の、いわゆる再建団体に該当すると。財政再生計画の方はそれより若干緩い計画という法の趣旨ということになってございます。

5点目の、問題点を明らかにしていく必要があるのではないかとということでございます。議員ご指摘のとおり、我が町には町立病院という大きな施設を抱えてございます。ある新聞に総務省の次期財政課長の記事が載っておりました。こういう表現を使っておりました。病院は人の命、健康を守るもの。それから、例えば、スキー場ですとかそういうレジャー施設、これも当然この新法には該当します。それとこれとは別だという記事が載っておりました。

したがって、私どもは、どういう判断を総務省が下すかわかりませんが、総務省はそれを考えていると期待しております。ふたをあけてみなければわかりませんが、人の命を守る施設がなくなっていいということと、それから、レジャー施設等は一緒にならないというふうに考えております。総務省の考えることは、私が考えることとは当然違うと思いますが、それに期待し、なおかつそれが実現するよう期待していきたいというふうに考えておりますので、今後の総務省の動きを十分注視していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、町発注事業の入札制度の改善についてのことにお答えしたいと思います。

今、質問者がおっしゃいましたとおり、一般競争入札を原則とする考えにつきましては、明治21年4月に公布されました市制町村制にまでさかのぼるものでございます。しかしながら、明治33年に指名競争入札方式が創設されて以来、実際に一般競争入札の方法がとられることは極めて少なく、入札といえば指名競争入札を示すように理解されたのが実情でございます。

その中で、今回お手元に配りした資料、最高落札価格が平成18年度で99.8%というものがございますが、まず、これの要因でございます。これにつきましては、ごみ焼却処理場改修工事でございます。この工事の予定価格の設定の根拠となります工事の積算におきまして、特殊な機械が多く、北海道等で示されている単価表に価格が掲載されていないために、3社程度から見積もりを徴集いたしまして、その内容から一番安い単価を

採用し、積算している。その結果、工事費の総額が安く算出されまして、よって予定価格が低い設定となっていたためというふうに考えてございます。

現に、この工事でございますと、予定価格を事前公表しているわけでございますが、予定価格に達しないということで入札を辞退した業者も出てきている状況ではございました。その他の原因といたしまして、予定価格のほかには、難易度が高い工事はどうしても落札率が高くなると、こういった要因で数字が動くということもあるわけでございます。

現在厚岸町におきまして、入札制度の改善・改革についてでございますが、総務省からの通知と、それから北海道の入札契約適正化に関する取り組み方針、この内容をも参考にいたしまして、厚岸町では何ができるのかを研究しているところではございます。1回目の町長からの答弁がございましたとおり、一般競争入札の導入を柱といたしまして、電子入札の導入、総合評価方式の導入等々の検討を行っているわけでございますが、導入に当たっては課題が多くございまして、現在のところその解決方法が見出せないといった状況ではございます。

しかしながら、それでは何も改善されていかないのではないかとというふうになってしまっていますが、内部では議論をしている中でございまして、例えば、地元業者の受注に配慮しながらも、影響の少ない工事などを試験的に一般競争入札を実施してみる、こういったことも1つの考えであるというふうにも考えてございます。また、他の入札方式として、公募型指名競争入札の研究や現状の指名競争入札の改善、例えば、指名競争者数をふやすとか、こういった改善等も検討し、そういった中から何ができるのか、できるものから実施していきたいと、このように考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、残り6分でございます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今、ご答弁いただいたんですけれども、この財政健全化法については、まだ明らかになっていない部分がありますから、今後の取り組みを推移を見てみたいと思いますので、お願いします。

入札制度については、やはり、一定の時期にもう来ているのではないのかというふうに思うんです。それで、国も道も一定の方向を示していながら、末端の自治体がそれに対して改善の方向が出せないというのでは、やはりまずいのではないのかというふうに思うんです。それで、先ほど課長がおっしゃっていたように、現在の指名競争入札をする中でも、影響の少ないものについては一般競争入札の中に入れていくというようなお話でございましたけれども、こういうものをやはり1つでも2つでもやらないことには、やはり、改善にはなっていないのではないのかというふうに思うんです。やはり、地域の業者の方々、あるいは地元の商店の方々、そして働く人のことを考えると、このことについては、そう簡単には急激な制度改善はできないけれども、その方向で取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 入札の改善につきましては、町内建設業の振興も念頭に置きながら検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきと思います。

●議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告ありました9名の議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町における人権擁護委員につきましては、3名の方が法務大臣から委嘱されておりますが、このうち平成元年11月から人権擁護委員としてご活躍いただきましたミツクリシロウ氏につきましては、6期目3年任期の途中において、本人からの申し出により本年5月31日に辞職いたしました。このため、後任について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を新たに候補者として推薦いたしたく、同法同条の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する候補につきましては、議案書13ページに記載のとおりであります。住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目8番地、氏名、西條俊介、生年月日、昭和24年4月21日、性別、男、職業、宮司であります。

なお、参考といたしまして、新たに推薦いたします西條氏に關しまして、職歴等を別紙で配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りたくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明申し上げます。

平成7年9月から人権擁護委員としてご活躍いただいている横井氏につきましては、本年12月31日をもって4期目3年間の任期が終了することになります。したがって、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を引き続き推薦するものであり、同法同条の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町宮園3丁目148番地、氏名、横井久美、生年月日、昭和19年1月1日、性別、女、職業、会社役員。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第55号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更

についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第55号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

平成17年度を始期として平成21年度を終期とする厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成16年12月定例会において議決いただいているところであります。

この過疎地域自立促進市町村計画の運用に当たっては、毎年度、計画登載事業の実績や3カ年実施計画のローリングなどを踏まえて必要な変更手続を行っていますが、本年度の変更にあたっては、計画に登載されている施策区分の概算事業費合計額がおおむね2割を超え、かつ計画本文の修正が伴う大幅な事業量の増減に該当するため、北海道知事との変更協議とともに、町議会の議決が必要な計画変更となったものであります。平成19年8月16日付をもって北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき当該計画の変更について本定例会に上程するものであります。

このたびの変更にあたっては、現過疎計画の期間が平成17年度から21年度であるため、計画に登載されている平成18年度までの事業については、事業費及び事業内容を実績に変更するとともに、平成19年度から21年度分については、第8次実施計画の内容へと変更することを基本に調整しております。また、現過疎計画に未登載で第8次実施計画に新規登載された事業のうち過疎債の充当が見込める起債事業にあつては、このたびの計画変更で追加事業として加えております。

議案書15ページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画の変更であります。字が小さく見にくいいため、別途配付いたしました議案第55号説明資料に基づいて説明させていただきます。

1ページ、2ページの資料は、定められているA4判の様式を便宜的にA3判に拡大して見易くしたもので、議案書と同様の内容となっております。

今回の過疎計画の変更では、計画書の文章の変更、追加はありません。各施策区分ごとにある事業計画の章の内容変更と追加となっております。資料の左側が現在計画登載されている内容で、右側が今回変更しようとする内容です。また、変更部分には下線を引いております。

現計画に登載されているもののその事業内容を変更しようとするものについては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

一方、実施年度を前倒しするなどの理由で平成21年度までの計画期間内に実施しようとして、今回追加登載するものは、変更後の章中の備考欄に追加と記述していますが、資料の1ページ、区分欄の2、産業の振興中、観光又はレクリエーションの項目における子野日公園整備、区分欄の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中、市町村道の道路の項目における床潭末広間道路改良舗装、尾幌7号舗装、(仮称)門静海岸通り改良舗装、望洋台東1の通り改良舗装、住の江町山の手1号線改良舗装、農道の

項目における道営太田第2地区集乳道整備、その他の項目における道路防雪柵整備。資料の2ページに行きまして、区分欄の4、生活環境の整備中、廃棄物処理施設の項目におけるごみ処理場中間処理施設整備、消防施設の項目における救急自動車購入、区分の7、教育の振興中、学校教育関連施設の項目における生涯学習施設整備の11事業となっております。

以上が、今議会において議決を得るため提案させていただいた計画変更の概要となっております。

説明資料の3ページから8ページは、過疎計画に登載された事業の年次ごとの概算事業費をお示しした参考資料となっております。本資料についても、左側に現計画、右側に変更後の計画内容を記載していますが、年次割りつけについては、実施計画を基本にししながら、変更部分には下線を引いています。なお、事業主体が厚岸町以外の事業にあつては、概算事業費の欄は厚岸町が負担する額を記載しており、事業は行うものの厚岸町の負担のない事業では、事業費がゼロと記載しているものであります。

ちなみに、議会の議決を必要とする大幅な変更にあたる概算事業費合計額の2割を超過部分ですが、施策区分の産業の振興で26.2%の増、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で66.1%の増、医療の確保で47.0%の増となっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第56号 財産の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

議案第56号 財産の取得についてであります。現在町営牧場で牧草の運搬及びふん

尿処理や除雪作業に使用しているショベルローダは、平成9年度道営事業により導入されたものでありますが、老朽化が進み、修理修繕費が年々増加していることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業によりまして更新を行い、町営牧場運営の効率化を図ろうとするものであります。

このたび、この財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります、1の財産の種類は物品でございます。

2の名称及び数量はショベルローダ1台でございます。この作業機は、舎飼のふん尿処理や施設周辺の除雪作業を行うバケットつきと取り外しの効きますマニアフォークで、餌料となる牧草ロールの運搬、給餌作業を行う作業機であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1項第3号によりまして指名競争入札であります。

4の取得価格は、金777万円であります。

5の契約の相手方は、釧路市星が浦南2丁目2番7号、コマツ道東株式会社釧路支店であります。

19ページをお開きください。

参考として、ショベルローダの仕様であります、①の形式はWA200-5型であります。エンジンはディーゼルエンジンであります。乗員定員は1名となっております。総排気量は5,883ccで出力馬力は125?となっております。バケット容量は2.0立方メートル、総重量は7,990キログラムであります。バケット装着時の作業機全長は6,835ミリメートル、全幅は2,550ミリメートル、全高は3,110ミリメートルであります。

2の納入期日は、平成19年11月30日であります。

また、取得するショベルローダの車両概要図につきましては、20ページをご参照いただきたいと存じます。

以上、まことに簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の入札参加は何社あったのか。それから、入札の落札価格は出ていますけれども、落札価格以外の入札額について、入れ札が幾らだったのか教えていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 入札に参加された業者については、5社となっております。

それから、入札価格でありますけれども、落札の業者については740万円、それから、日立建機株式会社釧路営業所、同じく740万円、北海道シーシーエム株式会社釧路支店793

万5,000円、北海道キャタピラー三菱建機販売道東本店釧路支店、この会社が800万円、最後に、北海道川重建機株式会社釧路支店1,000万円ちょうどであります。740万円の入札価格が2社ございましたので、これについては指名競争入札心得第10条に基づきまして、くじ引きにて落札者を決定したという内容でございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第57号 厚岸町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在厚岸町では、住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年度から字名改正を年次的に取り進めております。今年度は、さきに住の江町地区を7月に実施し、残る真栄町港町地区を11月に行う予定であります。これに伴い、該当する町有施設の位置、場所及び事業区域の表記を改めようとするものでございます。

議案書21ページをお開きください。

今般条例改正をしようとする条例でございますが、第1条厚岸町役場の位置を定める条例から第2条厚岸町地区集会所条例、第3条厚岸町立保育所条例、次のページになります、第4条厚岸町児童館条例、第5条厚岸町生活改善センター条例、第6条厚岸町漁港休憩施設設置条例、第7条厚岸町職業訓練センター条例、第8条厚岸町公園条例までは施設位置の表記の変更であります。

23ページをお開き願います。

第9条厚岸町公共下水道設置条例では、計画排水区域及び計画処理区域の表記の変更でございます。第10条厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では、設置場所の表記の変更でございます。第11条厚岸町立学校設置条例から第12条厚岸町海事記念館条例、次のページになります、第13条厚岸町B & G海洋センター条例までは、施設位置の表記の変更であります。第14条厚岸町水道事業給水条例では、給水区域の表記の変更であります。

いずれも今回の字名改正に伴う変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として厚岸町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

なお、附則といたしまして、この条例は字名改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成19年11月12日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今回の字名改正に伴う表記の変更に関しては、現在まだ字名が改正されていないわけです。したがって、ここに出てきたものが正しいのか正しくないのかについては、私どもには資料が全くないんですよ。それで、このような中でいいのか悪いのかと言われても、信じてそうしてくださいという以外に全く手だてがないんです。

今回については、今から時間もないし、私自身は、恐らく間違いがないし、このとおりになるんだろうなということで、別に反対をしたり何だりするような気持ちは全くありませんけれども、やはり、これからも字名改正事業が進んでいきます。そうすると、このように、この後字名改正が行われるものを前もってここで議決をとって、そして字名改正が行われる時期において発効すると、施行されるというような条例改正は出てくると思うんですが、そういうときには、やはり、せめてその区域の予定地番の図面程度のものはつけていただくようにしないと、審議の資料が全くない中でどうなんだと言われていることになりかねないと思うので、ぜひこの点をご配慮をいただきたいわけでありまして。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

区域の事業地番の図面等、こういったものを次回からつけていただきたいということでございます。次回からそういったものを資料として提出いたしたい、このように考えます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 3 時56分休憩

午後 4 時09分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
13番、室崎議員。

●室崎議員 図面が小さくて、一般の人は、なんぼ見てもわからないのですけれども、1つだけお聞きしておきますが、それぞれがこの赤で書いてあるのが町名なんですね。それで、真栄町の1丁目、2丁目、3丁目と西から東に並んでいくと。それから、港町も基本的には西から東に向かって1、2、3、4と振ってきて、一番南側に5丁目というのが入る。こういう割り方だということですね。

それで、真栄地区集会所が真栄1丁目1番地になっているんです。そうすると、これは真栄1丁目の、この図面で見ても1丁目と2丁目の分かれは小学校の前の防火帯のように見えるのですけれども、そうすると真ん中に1番地が来るということで、どういう地番の振り方になって回っていくのかということが、ちょっとこの図面で解しかねるんですが、そのあたりは、法務局との間の話はもう済まれているんだろうと思うんです。だからここが1番地ですよということになったと思うんですが、そのあたりどういうふうになっていると。通常端っこに来るんだよね、1番地というのは。子番がつかないんだよ、一番最初は。それを分筆して初めて子番がつく。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

確かに、図面が小さくて見づらくて申しわけないと思います。

公共施設につきましては、先に法務局の方と予約しているといった形をとっております。全体的には、地番等は法務局の方ではまだ定めていない。先に、こういった公共施設については、こういう地番で予約をしているということでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。公共施設だけが地番が内定しているということだということですね。そして、それは地番の並びとは全く独立して、公共施設についてこの地番が入ると。だから、1番地の隣に13番地が来るかもしれないけれども、これは仕方がないと、そういうことでもってこの後の地番振りが行われる、そういうことに理解しておいてよろしいんですね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えします。

ただいま質問者のおっしゃるとおりでございます。

●室崎議員 わかりました。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 今回、この厚岸町役場が字名改正区域に入っているわけなんですけれども、役場住所の入っている封筒関係です。これらの印刷がえというのは、やはり用意されているのかどうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

封筒類につきましては、議員ご存じのとおり、税財政課の方で一括発注をしております。その際に、ある程度見通して、全くゼロにはできませんので、余ったものについては訂正なりをしてむだのないように使う。それから、これから印刷するものにつきましては、施行日以後に使うものにつきましては、正しい改正後の地番で印刷を発注して用意したいと、このように考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 封筒だけではなく、いろいろな納付書関係とか、それぞれすべて住所が変わってくると思うんです。ここら辺は、やはり、落ちのないようにしっかりと点検してやってもらいたいと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 議員ご指摘のとおり、細心の注意を払って取り進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第58号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第58号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町立学校の適正配置計画につきましては、学校の現状や将来を見据えた中で、学校関係者及び地域との協議を取り進めてまいりました。このたび厚静小学校保護者及び関係地域との協議の中で一定のご理解をいただいたことから、厚岸町立学校適正配置計画のとおり平成20年3月31日をもって厚静小学校を廃止し、真龍小学校へ統合いたしたく、このため必要となる厚岸町立学校設置条例の一部を改正するものであります。なお、地方自治法第244条の2第2項公の施設の設置管理及び廃止に関する規定並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により、重要な公の施設の廃止に関し議会の同意を求めるものです。

厚静小学校は、旧苫多小学校と旧門静小学校が昭和45年に新設統合された学校であり、開校から38年、今年度の卒業予定者を含め338名の卒業生を送り出すこととなります。しかし、少子化等により教育環境等は今後も改善される状況にはありません。したがって、厚岸町立学校適正配置計画にありますように、子供たちにとっての教育環境を考慮し、真龍小学校へ統合を図るものです。

なお、6月の第2回定例会で行政報告させていただきました厚岸町立学校適正配置計画案につきましては、本年8月31日付をもって教育委員会において決定され、正式な計画となっていますことから、内容には変更はございませんが、改めて配付させていただいております。

次に、改正条例につきましては、議案25ページとなりますが、改正内容につきましては、あらかじめ配付させていただいております議案第58号説明資料、厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。1枚ものになります。厚岸町立学校設置条例第2条で、町立学校の名称及び位置を定めております別表小学校の部、厚静小学校の項を削る内容であります。

恐れ入りますが、議案25ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は平成20年4月1日から施行する。このことをもって、厚静小学校が平成20年3月31日付で廃止となるものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。討論はありますか。
お諮りいたします。

本案は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、学校の施設を廃止する場合、出席議員の3分の2以上の議員の同意を得なければならぬので、起立により採決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数、よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第59号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から議案第64号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算まで、以上6件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第59号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）でございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,551万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億830万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

恐れ入ります、次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では9款12項、歳出では10款25項にわたって、それぞれ5,551万3,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税4,756万円の増、普通交付税でございます。本年7月31日、交付額が32億8,292万1,000円と決定されたところであり、当補正予算の財源不足分を計上したものでございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金403万3,000円の増、真竜保育所ほか2保育所の児童数増等による保育料の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金、2節小学校費負担金1,246万1,000円の増、真龍小学校改築事業負担金確定による増であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金211万3,000円の減、障害者保健福祉推進事業等補助金の減でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金3,238万3,000円の減、町営牧場管理用機械整備事業の補助事業費確定による減及び遺伝子解析等整備事業分につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の今年度交付見込み額が当初計画を下回る事となったことにより、減額とするものであります。なお、この事業に対する財源につきましては、産炭地域活性化事業費補助金へ振りかえるところでございます。

6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金33万9,000円の増。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金507万3,000円の増、8款消費費の救命救急用備品整備事業に充当するものでございます。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金5,771万6,000円の増、真龍小学校改築事業交付金確定による増でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金2,000円の増。

2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金238万3,000円の増、地域福祉ネットワーク補助金は地域福祉等推進特別支援事業補助金へ振りかえ、障害者自立支援対策推進事業費補助金につきましては、北海道における補助制度創設による増となっております。

3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金10万3,000円の増で、各種統計調査委託金でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金、釧路空港ビル配当金で2万6,000円の増でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入305万8,000円の増、湾月町2丁目94番地及び168番地の売却分でございます。

2目1節生産物売払収入、餌料藻類売払代でありまして、109万5,000円の増でございます。

6項有価証券売払収入、1節出資証券返還金収入24万円の増、社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会における内部規約の改正により、当町が出資した分を全額返還されるものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金6万1,000円の増。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,016万6,000円の増でありまして、この額をもって前年度からの繰越金全額を計上したところでございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入796万4,000円の減。主な内容といたしましては、釧路産炭地域活性化事業費補助金の交付決定による減額及び新たな充当事業の補正でありまして、ごみ処理分につきましては、ごみ中間処理施設整備事業に充当予定でありました地域再生事業債の減による振りかえ、養殖事業分につきましては、15款国庫支出金でもご説明いたしましたが、遺伝子解析機器等整備事業に充当予定であった特定防衛施設周

辺整備調整交付金が減額となることによる当該補助金への振りかえでございます。小学校分につきましては、真龍小学校改築事業における国庫補助負担金の増額及び学校教育施設等整備事業債の増額により当該補助金を減額するものでございます。

11ページでございます。

22款1項町債、3目衛生債、2節環境政策債1,640万円の減、ごみ処理場中間処理施設整備事業にかかわる地域再生事業債の減であります。

4目農林水産業債、3節水産業債70万円の増、床潭漁港にかかわる地域水産物供給基盤整備事業でありまして、事業費増額による過疎対策事業債の増でございます。

6目土木債、2節道路橋梁債80万円の減、町道整備事業にかかわる地域再生事業債の減でございます。

7目1節消防債270万円の減、消防整備事業、過疎対策事業債の減でございます。

8目教育債、2節小学校債1,770万円の減、同目4節社会教育債1,920万円の減、真龍小学校改築事業に係る国庫補助負担金の確定及び生涯学習施設整備事業については、起債申請の結果、学校施設整備事業債での発行が可能と判断されたことにより、当初予算におきまして一般単独事業債から学校施設整備事業債へ振りかえるものでございます。

なお、それぞれの節において地域再生事業債が減となっておりますが、これにつきましては、本債の発行にかかわる基準が確定され、この基準に基づき発行可能額を算出した結果、基礎数値が算出されなかったことによる減額となったものでございます。これは、当初予算におきましては、平成18年度の数値を用いて地域再生事業債が発行されるであろうという見込みを持って当初予算に計上しておいたものが、平成19年度に入りまして、一定の要件に満たなかったことによる減額となったものでございます。

10目1節臨時財政対策債65万7,000円の増、発行可能額確定による増でございます。

以上で歳入を終わります。

続いて、13ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目議会費、18節備品購入費5万1,000円の増。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費92万9,000円の増、主に臨時職員賃金の増でございます。

4目情報化推進費73万2,000円の増、総合行政情報システム業務処理委託料の増及び総合行政ネットワークに係る回線使用料等の増でございます。

7目文書広報費70万円の増、町勢要覧作成にかかわる業務委託料の増でございます。

15ページになります。

10目企画費6万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりとなっておりますが、まちおこし補助金につきましては、今回6万1,000円を増額し、当初予算計上分3万9,000円とあわせ、合計10万円を厚岸町女性団体連絡協議会に対し補助するものでございます。

2項徴税費、1目賦課納税費102万9,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

4項選挙費、6目参議院議員選挙費7,000円の増、説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

17ページでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費10万5,000円の増、各種統計調査委託金の確定及

び全国物価統計調査実施に伴う補正でございます。

6 項 1 目監査委員費、これはゼロ補正ではございますが、説明欄記載のとおり、事業における振りかえとなっております。

19ページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費4,934万9,000円の増、説明欄記載のとおりとなっておりますが、社会福祉一般事業においては、臨時職員賃金として111万8,000円の計上及び国民健康保険特別会計事業につきましては、繰出金として4,813万2,000円の増となっております。

2 目心身障害者福祉費312万2,000円の増、昨年度の障害者自立支援給付費等の確定による精算返還金として217万1,000円、北海道障害者自立支援対策臨時特例基金の活用による新たな補助事業として207万1,000円を計上しており、そのうち障害者等支援システム等修正委託料につきましては、事業費の確定並びに経常事業の振りかえとなっているものでございます。

21ページ、4 目老人福祉費81万8,000円の増、説明欄記載のとおりとなっております、主なものといたしましては、介護サービス事業特別会計への繰出金57万8,000円でございます。

23ページ、7 目社会福祉施設費53万3,000円の増、宮園・白浜コミュニティセンター修繕料ほかの補正でございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費11万6,000円の増、床潭へき地保育所の修繕料補正でございます。

4 目児童福祉施設費55万2,000円の増、真竜保育所にあつては財源内訳補正、宮園保育所及び厚岸保育所につきましては、修繕料の補正でございます。

5 目児童館運営費、18節備品購入費21万7,000円の増、友遊児童館における暖房用ストーブ購入費の補正でございます。

25ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目水道費、28節繰出金108万7,000円の増、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

2 項環境政策費、4 目ごみ処理費、説明欄記載のとおり、財源内訳補正でございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、10節交際費 2 万3,000円の増。

5 目農地費、18節備品購入費397万2,000円の減、町営牧場管理用機械整備事業における車両購入費確定による減でございます。

8 目農業水道費 4 万6,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

27ページ、3 項水産業費、4 目漁港建設費、19節負担金補助及び交付金76万5,000円の増、床潭漁港の地域水産物供給基盤整備事業でありまして、全体事業費の変更に伴う当町負担分の増でございます。

5 目養殖事業費171万7,000円の増、主にカキ種苗センターにおける臨時職員賃金及び施設修繕にかかわる修理費並びに修理用原材料費の増でございます。

6 目水産施設費、11節需用費 8 万5,000円の増、漁村環境改善総合センターにおける修繕料の増でございます。

29ページ、6 款 1 項商工費、1 目商工総務費16万8,000円の増、くらしの交流広場街灯撤去費など修繕料の増及び19節負担金補助及び交付金 6 万9,000円の補正につきましては、本年 8 月 22 日、釧路地域における季節労働者の通年雇用の促進を図ること等を目的

として設置されました釧路地域通年雇用促進支援協議会に対する負担金計上でございます。

3目食文化振興費、11節需用費12万3,000円の増、味覚ターミナルコンキリエにかかわる修繕料でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、説明欄記載のとおり、財源内訳補正でございます。

2目道路新設改良費、太田8番道路整備事業につきましては、事業内予算の振りかえ及び望洋台東1の通り整備事業につきましては、財源内訳補正でございます。

31ページ、3項河川費、1目河川総務費、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の事業内予算の振りかえでございます。

4項都市計画費、3目下水道費、28節繰出金71万円の増、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

5項公園費、2目公園事業費57万8,000円の増、臨時職員賃金の補正でございます。

6項住宅費、2目住宅管理費62万3,000円の増、説明欄記載のとおりであります。町営住宅梅香団地及び有明団地の整備事業につきましては、事業費確定による減額補正となっているものでございます。

33ページ、8款1項消防費、1目常備消防費278万4,000円の増、釧路東部消防組合事業につきましては、厚岸消防署における救助用資機材整備事業債であります。これは過疎対策事業債を予定しておりましたが、不適債事業となったための減額でございます。かわって、救命救急用備品整備事業であります。厚岸消防署において購入予定であった半自動式除細動器及び自動体外式除細動器、いわゆるAEDについて、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源に整備しようとするものでございます。

2目災害対策費、11節需用費10万5,000円の増、防災行政無線の修理費でございます。

35ページ、9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、19節負担金補助及び交付金1万7,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

6目スクールバス管理費、11節需用費67万4,000円の増、中型スクールバスの修理費でございます。

2項小学校費、1目学校運営費、19節負担金補助及び交付金100万円の増、本年度末をもって閉校となる厚静小学校の閉校事業実施にかかわる町補助金の補正でございます。

2目学校管理費676万3,000円の減、学校管理事業にあつては、各小学校の修理費119万4,000円の増、その他につきましては、計数整理でございます。

37ページ、学校情報通信教育事業については、5月25日開催の臨時町議会におきまして債務負担行為の補正で承認いただきました北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による各小・中学校のコンピューター更新事業で事業費が確定いたしましたので、当初予算においてリースによる事業費であったものを譲渡事業の償還金に振りかえするものでございます。

3目教育振興費1万4,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

4目学校建設費1,888万3,000円の増、真龍小学校屋内運動場改築事業で、13節委託料につきましては、設計監理委託料確定による減額、15節工事請負費につきましては、屋内運動場内に併設する生涯学習施設について起債申請手続を経て学校施設整備事業債の

発行が認められたため、当初予算では5項社会教育費、2目生涯学習推進費に計上しておりました生涯学習施設整備事業を全額振りかえし、計上するものであります。

3項中学校費、2目学校管理費408万7,000円の減、学校管理事業にあつては、各中学校の修理費27万1,000円の増、その他につきましては、計数整理でございます。

39ページ、学校情報通信教育事業につきましては、2項小学校でも説明いたしましたが、備荒資金組合防災資機材譲渡事業による整備としたため、リースによる事業費の全額を減とするものでございます。

3目教育振興費、19節負担金補助及び交付金3,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

5項社会教育費、2目生涯学習推進費、15節工事請負費1,925万4,000円の減。2項小学校費、4目学校建設費でご説明したとおり、真龍小学校改築事業へ全額振りかえするものでございます。

3目公民館運営費、19節負担金補助及び交付金5,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

5目博物館運営費、18節備品購入費19万4,000円の増、郷土館における防犯・防災通報装置購入でございます。

6目情報館運営費70万円の増。41ページ、主に情報館の修理費でございます。

6項保健体育費、4目学校給食費96万2,000円の増、給食センター臨時職員賃金及び施設修繕料の増でございます。

12款1項1目給与費、説明欄記載のとおり、財源内訳補正でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

恐れ入ります、1ページへお戻り願いたいと思います。

債務負担行為の補正であります。第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為変更でございます。

備荒資金組合防災資機材譲渡償還金に関する債務負担、期間につきましては変更ございません。限度額、事業費確定により356万1,000円を減額し4,734万4,000円とするものでございます。下段は、債務負担行為に関する当初補正でありますので、ご参照願います。

恐れ入ります、再び1ページへお戻り願います。

地方債の補正であります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開き願いたいと思います。

第3表、地方債補正変更であります。

公営住宅建設事業90万円の減、学校教育施設等整備事業6,510万円の増、過疎対策事業200万円の減、一般単独事業1,440万円の減、地域再生事業7,270万円の減、臨時財政対策債65万7,000円の増、合計で2,424万3,000円の減であります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

6ページをごらん願いたいと思います。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄でございますが、平成18年度

末現在高120億3,993万9,000円、今回2,424万3,000円を減額し、年度内発行額で7億3,965万7,000円となり、平成19年度末見込み額は117億2,937万2,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第59号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第60号の説明に移らせていただきます。

議案第60号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,813万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ18億6,854万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では3款4項にわたり、それぞれ4,813万円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、2節過年度分1,000円の減。

4款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分1,000円の減。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4,813万2,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。

6ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、国民健康保険一般事業内における事業予算振りかえでございます。

5項1目特別対策事業費4万5,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2款1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者療養給付費につきましては、財源内訳補正でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金、精算返還金4,808万5,000円の増、療養給付費等負担金ほか前年度分償還金であります。

以上をもちまして議案第60号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第61号でございます。

議案第61号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

それぞれ108万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,403万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ108万7,000円の補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金108万7,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。

6ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費36万5,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2款水道費、1項1目水道事業費72万2,000円の増、主に簡易水道施設における修繕費でございます。

以上をもちまして議案第61号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号でございます。

議案第62号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,293万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では4款4項、歳出では1款2項にわたり、それぞれ660万円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料589万円の増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金30万円の増でございます。補助交付決定に伴う増でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金71万円の増でございます。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債30万の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費59万1,000円の減で、説明欄記載のとおりでございます。

4 目普及促進費719万1,000円の増、水洗化等改造工事費補助でありまして、供用開始区域の拡大に伴う水洗化整備戸数の増によるものでございます。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費、説明欄記載のとおりでありまして、事業内予算の振りかえ計上でございます。

以上をもちまして議案第62号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第63号の説明に移らせていただきます。

議案第63号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7 億9,704万2,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1 款1 項、歳出では3 款3 項にわたって、それぞれ895万7,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

8 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金895万7,000円の増、平成18年度決算による繰越金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、2 目介護予防一般高齢者施設事業費、説明欄記載のとおりでありまして、事業内予算の振りかえであります。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費、介護給付費準備基金積立金398万8,000円の増でございます。平成18年度決算に伴う繰越金のうち精算返還金を除き、利子を含めて積み立てるものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金、精算返還金496万9,000円の増、平成18年度介護給付費負担金ほか精算返還金でございます。

以上をもちまして議案第63号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号の説明に移らせていただきます。

議案第64号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1回目）。

平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,590万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では5款6項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ295万6,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、利用者増によるものでございます。

3項1目1節自己負担金収入22万5,000円の増で、利用者増によるものでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入11万4,000円の増、貸家料でございます。

7款1項寄附金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金3,000円の増、あかつき仏教婦人会ほか3団体様からの寄附金でありまして、寄附金総額5万円でございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金57万8,000円の増でございます。

9款諸収入、1項1目2節雑入1万1,000円の増、北海道知事選挙不在者投票特別経費でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費225万円の増、デイサービスセンターにおける臨時職員賃金ほかの増でありまして、これにつきましては、利用者増に伴う増額補正となっているものでございます。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費70万6,000円の増、職員人件費につきましては財源内訳補正、施設介護サービス事業費につきましては、主に施設修繕料と居室ベッドのサイドレール更新に伴う備品購入費の補正でございます。

以上をもちまして議案第59号から議案第64号までの説明を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） ここで会議時間の延長を行います。

議案第59号から議案第64号までの本日の会議時間、提案理由の説明が終わりましたがけれども、終わるまであらかじめ時間の延長を行います。

●税財政課長（佐藤課長） 以上をもちまして議案第59号から議案第64号までの説明を終

わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

本6件の審査につきましては、議長を除く15名の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本6件の審査につきましては、議長を除く15名の委員をもって構成する平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年9月20日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員